

素案（宮代町議会全員協議会）



須賀小学校地域拠点施設基本計画書

宮代町
令和5年度（2024年）3月

目次

1. 基本計画策定の要旨	1
1-1. 背景及び目的	1
1-2. 上位計画の考え方	2
1-3. 基本計画策定のための体制及びプロセス	9
2. 現状と課題	11
2-1. 敷地概要	11
2-2. 複合化の対象となる施設の現状と課題	13
2-3. 整備条件等	18
3. 施設整備方針	23
3-1. 施設全体の整備方針	23
3-2. 小学校の整備方針	24
3-3. 地域コミュニティ施設の整備方針	24
3-4. 学童保育所の整備方針	24
3-5. 共有機能の整備方針	25
3-6. 防災機能の整備方針	30
4. 施設整備計画	33
4-1. 計画規模	33
4-2. 想定する諸室とその面積	34
4-3. 配置計画とブロックプランの比較	36
4-4. 構造計画	38
4-5. 設備計画	39
4-6. 環境計画	39
4-7. 防犯・安全計画	39
4-8. バリアフリー・ユニバーサルデザイン	39
4-9. 整備スケジュール案	40
5. その他	41
5-1. 事業手法の検討	41
5-2. 補助金・交付金	45
5-3. コスト削減の方策	46
5-4. 概算工事費	47
5-5. 事業スケジュール	48
6. 設計にあたっての留意事項	49
7. 付録	50
7-1. 各種ワークショップ・ヒアリングのまとめ	50
7-2. 法令チェックリスト	75
7-3. 委員名簿	80

1. 基本計画策定の要旨



1. 基本計画策定の要旨

1-1. 背景及び目的

宮代町には4つの小学校と3つの中学校があります。いずれも設置から40年以上が経過し老朽化が進んでいます。また、町全体で少子化及び高齢化が進み、子どもを中心としたコミュニティ活動やつながりが希薄になっています。

以上のような背景から町では、「宮代町公共施設マネジメント計画」及び「宮代町立小中学校適正配置計画」に基づき、20年間（令和4年～23年）をかけて老朽化した町内小中学校の再整備を進めるとともに、地域の人々にとって身近な場所である小学校を中心に日常的に集まることのできる「地域の中心施設」を整備していきます。

その第一歩として、須賀小学校に地域コミュニティ施設及び学童保育所を併設した再整備を行い、須賀小学校を地域のみんなが集まる「中心施設」としていきます。

須賀小学校地域拠点施設（以下「地域拠点施設」という。）の再整備は、町の抱える課題に応えるだけでなく、今後の小中学校再整備の先導的な役割を果たし、永く地域で使い続けられる施設として整備していくことが求められます。

この基本計画は「須賀小学校地域拠点施設基本構想（令和5年6月）」に基づき、施設の規模や機能、位置等の整備に関する基本的な考え方について示すものであり、今後の基本設計・実施設計を行う際の指針となるものです。

策定にあたっては、将来、地域拠点施設の利用者となる方々とワークショップやヒアリングを複数回行い、多岐にわたるアドバイスや意見を収集しました。それらを基に須賀小学校地域拠点施設検討委員会等で検討を重ね、基本計画としてまとめました。



1-2. 上位計画の考え方

1) 宮代町第5次総合計画

「第5次宮代町総合計画（令和3年度～令和12年度）」では、宮代町の未来像として「首都圏でいちばん人が輝く町」を掲げています。そして、それを実現するための4つの「構想」、そして「構想」を実現するための「基本計画（方針）」を定めています。

宮代町の未来像 首都圏でいちばん人が輝く町	（第5次宮代町総合計画より）
構想 構想1 宮代らしさを価値として高めていく	
構想2 コンパクトな町の強みを活かす	
構想3 さまざまな活動や主体を生み出す	
構想4 社会環境の変化に対応し行政運営を変化させ続ける	

地域拠点施設の整備については、基本計画（方針）に基づいた、前期5年の実行計画（アクションプラン）において、次の事業として位置付けられています。

●宮代町立小中学校適正配置事業

「社会の変化に対応した最良な教育環境を子どもたちに提供するために、小中学校の適正な配置を進めていきます。」

●地域の力となる地区コミュニティセンター事業

「地域コミュニティや地区・自治会のサポートをする地区担当者を配置します。また、その拠点として、既存の施設を（仮称）地区コミュニティセンターとして活用し、新たなつながりが生まれる場、地域における自治会活動や市民活動をサポートする場とします。」

その他、次の前期実行計画事業とも関連をしています。

●地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業

「子どもが孤立しないための居場所づくりを行う人や活動を応援し、地域の人々が主体となった取り組みを広げます。」

●身近な場所で子育てサロン事業

「子育て中の方が孤立しないように、身近な飲食店や集会所等で地域の皆さんが実施する地域子育てサロンの開設・運営をサポートします。」

●みんなで備える防災力強化促進事業

「現実には起こりうる災害を想定し、行政、消防団はもとより、自主防災組織、学校等の関係団体とともに、実際の避難行動の一連の流れを体験する防災訓練を実施し、防災力を強化します。」

2) 宮代町公共施設マネジメント計画

「第2期公共施設マネジメント計画（令和4年3月）」には、「地域の中心施設」についての考え方が示されており「地域拠点施設」はこの考え方に基づくものとなります。

地域コミュニティにとって必要な3つの要素（第2期公共施設マネジメント計画より）

地域の中心施設に、「目的があって行く場所」「目的がない人もいられる開放的な居場所」「やりたいことをサポートしてくれる場」、この3つの機能を持たせることにより、日常的に地域の人が多く集まります。

コミュニティの醸成には、多くの人々、年代や趣向の異なる多様な人々が集まるのが効果的です。そのためには、目的がない人もふらっと立ち寄って滞在できる場、またそこで新たな活動が生まれるような開放的な場づくりを目指すといいでしょう。

1 目的があって行く場所

防災や防犯などの地域活動・課題解決ができる(大きな目的)

時々のイベントや交流ができる(中ぐら目的)

仲間とちょっとした用事で集まれる(小さな目的)

キッチンカーで飲食物を買うことができる(小さな目的)

2 目的がない人もいられる開放的な居場所

コーヒーを片手に図書や新聞を閲覧できる

庭のベンチで季節ごとの花や木を観賞できる

子どもが自由に遊べる

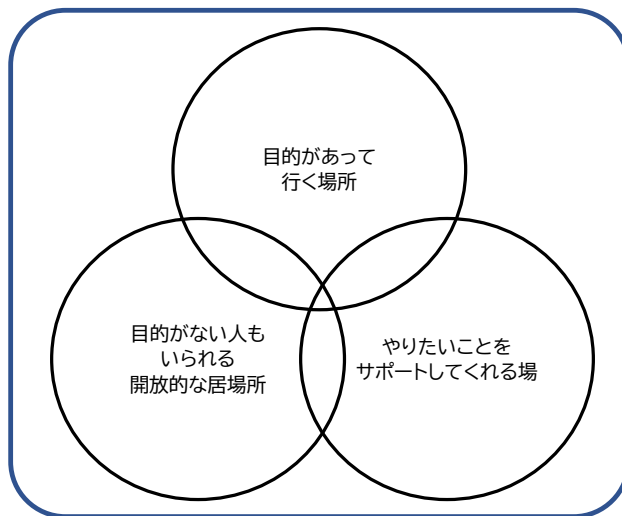
3 やりたいことをサポートしてくれる場

求めている情報が得られる

部屋を貸すだけでなくやりたいことのアドバイスがもらえる

相談すべき相手やつながるべき相手を探すことができる

団体の活動について一緒に考えることができる



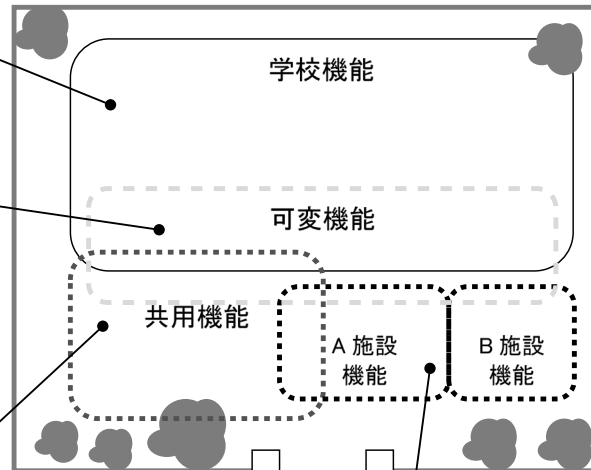
「地域の中心施設」のイメージ

学校敷地を活用して、地域コミュニティを活発にする公共施設として再編

* 施設の中心は「学校機能」です。

* 将来児童・生徒数の変動があった場合でも機能転換が可能な仕組み（可変機能）を設けることで改修コストを抑制します。

* 学校機能とコミュニティ施設と共用するスペース（共用機能）により、効率化と交流機会の確保を図ります。



* ここに、地域コミュニティのための施設機能（A B）を併設します。

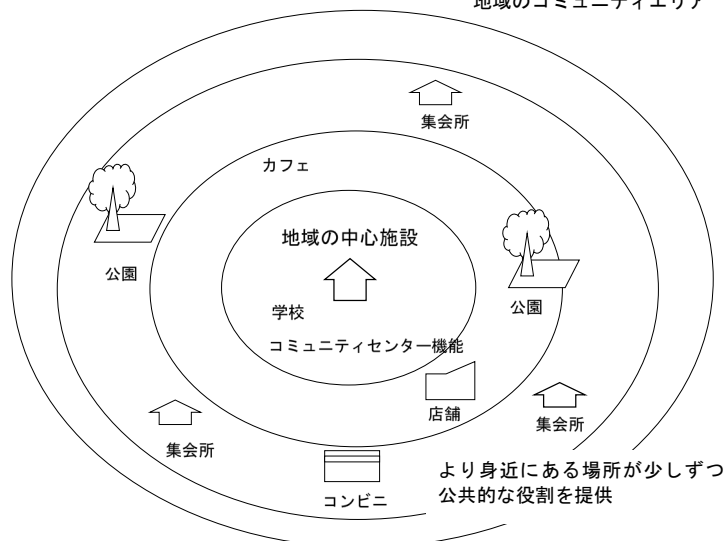
* 災害時の「防災拠点」とすることもできます。

建築方法（建物合築、分築）はケースバイケース

地域のコーディネーターがエリア内の拠点をつないでいきます。自治会所有の集会所や飲食店などの民間施設、公園などの日常的な生活を支える身近な場所をつなげ、エリア全体としての価値を高め、また、ネットワークを形成していきます。

民を含んだ「エリア全体」という発想が必要
「地域の中心施設」はそのハブとして機能

地域のコミュニティエリア



3) 須賀小学校地域拠点施設基本構想

地域拠点施設の建設にあたり、基本構想では、第5次宮代町総合計画及び第2期公共施設マネジメント計画などに示された方向性との整合を図るとともに、須賀小学校地域が抱える人口・児童数の減少、現施設の老朽化、地域コミュニティの希薄化、高齢化などの課題を踏まえて、以下の基本理念と基本方針が策定されました。

①基本理念・基本方針

○基本理念（キャッチフレーズ）

かえでの木の下 子どもと大人が共に学び 共に育つ
～須賀小エリアに活動を生み出す みんなの学校～

○基本方針（コンセプト）

基本方針1 新しい時代の流れに対応した小学校を再整備する

現在の須賀小学校は、最も古い校舎で建築から60年経過しており、老朽化が進んでいます。また一人一台パソコンを配布するなど教育のICT化が進んでいますが、電源が不足するなど設備が最新の教育技術に追いついていない現状があります。

そこで、須賀小学校を新しい時代の流れに対応した小学校として再整備します。再整備にあたっては、未来を担う子どもたちがよりよい学習を行えるように、柔軟に使えて居心地の良い安心・快適な空間や最新の教育技術を導入するなど、最良な教育環境の実現を目指します。

●子どもたちにとって、最良の教育環境の提供

基本方針2 学校と地域の交流により子どもたちが学び・成長する場をつくる

子どもたちは学校生活を通して、多くのことを学び、経験していきますが、学びや経験の場は、必ずしも学校の中だけで完結するものではありません。学校に「地域コミュニティの拠点」を併設し、地域の人々が集まり、活動をする場を設けることで、子どもたちと地域の人々の交流やつながりを深めていきます。世代を超えた交流や大人と子どもがお互いに教え合うなどの経験や体験により、子どもたちの新たな学びや成長を促す場としていきます。

また、児童数の減少や単学級化が進めば、地域の大人たちの支援が益々必要となってきます。PTA やスクールガード、父親のボランティア組織など、今でも子どもたちの学校生活は多くの地域の方々の関わりによりに支えられていますが、これまで以上に学校と地域が連携・協力し、共に子どもたちを守り育てる、地域の大人たちに見守られる学校としていきます。

- 子どもたちと地域の人々が交流する場
- 子どもたちと地域の人々がお互いに教え合う場
- 学校と地域が連携・協力して子どもたちを守り育てる場

基本方針3 地域 みんなが集まり、新たな出会いや活動が生まれる場をつくる

小学校は、子どもたちの学び場であるだけでなく、地域コミュニティ形成の核を担っています。通っている子どもとその保護者はもちろんのこと、校庭や体育館は地域のスポーツ団体等の活動の場や災害時の避難所にもなっており、地域の方々にとっても大切な場所です。

地域のコミュニティやつながりを醸成するには、多くの人々、年代や趣向の異なる多様な人々が集まる場があることが効果的です。須賀小学校の再整備に合わせて、地域のコミュニティ拠点を併設することで、この場所を須賀小学校エリアの地域の皆さんが集まる拠点としていきます。

ふらりと立ち寄ってくつろいだり、おしゃべりができる場、人と人との交流やつながりが生まれる場、そしてそこから新たな活動が生まれる場としていきます。須賀小学校エリアのコミュニティの中心地としていきます。

- いつでも、気軽に、楽しく使えるフリースペース
- 子どもから高齢者まで地域 みんなが集まる場
- 人と人が出会い、新たなつながりが生まれる場
- 地域の活動をサポートする、新しい活動を生み出す場

ここにつくる地域拠点施設については、第2期公共施設マネジメント計画に掲げる「地域の中心施設」の考え方によるものとし、地域コミュニティにとって必要な3つの要素を備えた場所としていきます。

- (1) 目的があって行く場所
 - (2) 目的がない人もいられる開放的な居場所
 - (3) やりたいことをサポートしてくれる場
- (詳細は、第2期公共施設マネジメント計画 p.25 参照)

基本方針4 地域のネットワークを築き、エリア全体を活性化

地域拠点施設は、地域のコーディネーターとして、自治会や市民活動団体、商工業者、大学など地域の様々な主体同士をつなぎ合わせ、有機的なネットワークを築く役割を担います。地域の様々な主体と連携しながら、エリアの魅力や価値を向上させていきます。

また、公共施設だけが地域コミュニティに必要な施設ではありません。民間施設、喫茶店や食堂、地域の集会所のような「建物」も広場や公園などの建物でない「空間」も、地域コミュニティづくりにとっては大事な要素です。

地域をエリアとして捉え、様々な空間に足りていない市民が欲しい機能を相互に補完し合うことにより、地域全体としてのコミュニティ形成に必要な機能を提供していきます。

- 地域の様々な主体と連携し、つなげるハブの役割
- 住民・事業者・大学など様々な主体との連携によるエリアの魅力や価値の向上
- エリア内の公共施設や地区の集会所などの拠点との連携による機能充実

②必要な機能

基本理念・基本方針を実現するために、以下の機能を備えた施設の整備を検討します。

機能1 最良な教育環境を提供する学校機能

- 地域拠点施設の核となるのは、須賀小学校です。地域拠点施設の整備にあたっては、良好な教育環境の確保を最優先していきます。
- ICT 環境の整備を行っていきます。
- 一方で実空間の充実も重要となってきます。教室以外で授業ができる柔軟で創造的な共有スペース、子どもたちの居場所となる居心地の良いリビングスペースなど、学校全体が様々な用途でフレキシブルに活用できる場となるよう検討します。
- 地域拠点施設としてのメリットを活かし、安全面に配慮をしながら地域の方々と交流ができるオープンな学校施設としていきます。

⇒方針 1,2

機能2 気軽に立ち寄れる居心地の良いオープンな場

- この場所を地域の皆さんが集まってくるみんなの居場所とするには、誰もが気軽に立ち寄れるオープンな場とすることが必要です。例えば、くつろげておしゃべりができる屋外のテラス、コーヒ一片手に図書や新聞の閲覧ができる屋内のスペース、気軽に手に取ることができる図書スペース、勉強や調べもの、ちょっとした仕事ができるスペースなど目的がある人もない人も立ち寄り、滞在できるような空間づくりが大切です。
- 視覚的にも中が見えて入りやすい場とするとともに、心理的にも誰もが入りやすい場としていくことが必要です。開放感のある場とすることで、居心地の良いオープンな場としていきます。

⇒方針 3

機能3 サークルや自治会の集まり、イベントなど様々な地域の活動ができる場

- 地域拠点施設には、サークルや自治会などの活動場所を整備し、地域活動の中心的な場所としていきます。例えば、音楽やダンスの練習、自治会など地域の集まりや会合、調理ができるスペース、イベントや発表ができる屋内外のステージ、ちょっとした運動ができるスペースなどです。
- また、個々の団体の活動だけでなく、地域の方々がイベントを行ったり、高齢者や子育て世代を対象とした地域サロンなどができる環境を整備することで、地域のつながりや賑わいを生み出す場としていきます。

⇒方針 3

機能4 人と人、人と情報をつなげ、新たな活動を生み出す機能

- ・地域拠点施設は、多くの人が集まってくる場としますが、それだけでなく、市民活動や自治会活動などの地域活動をサポートする場、人と人、人と情報をつなげ、新たな活動を生み出す場としていきます。また、大学、地元商工業者、地域活動者、区長・自治会長などの様々な主体からなる地域のネットワークを作ること、須賀小学校地域をエリア全体として活性化させていく地域のコーディネーターとしての役割を担っていきます。例えば地域の活動と自治会活動をつなげたり、誰かの「始めたい」という気持ちをみんなで後押ししたりするなど、既存の地域活動のサポートや新たな活動が生まれるきっかけづくり、埋もれている人材の掘り起こしなどを行っていきます。
- ・また、市民が自分たちの施設として利用するだけでなく、アイデアを出し合い、主体的に企画運営に関わることにより、より密度の濃いつながり、より豊かなコミュニティを作ることができます。市民プロデュースによる企画やイベントの後押しも行っていきます。市民のアイデアや工夫により、この場所が地域の活発な活動が行われる場としていきます。
- ・さらに、「使う」だけでなく、例えば図書スペースの運営や農園の管理など市民が施設運営にも主体的に関わるような仕組みを検討します。

⇒方針 2,3,4

機能5 子どもたちの居場所となる場・子育て世代を支える場

- ・小学校に隣接した地域施設を地域の子どもたちが遊べる場、安心していられる場とし、子どもたちの居場所とします。例えば、放課後や休日に友だちと過ごせる場、地域の大人たちと交流ができる場、勉強や調べ物ができるスペースなどです。子どもたちにとって普段通っている学校や家庭以外の第3の居場所とします。
- ・地域拠点施設は、学童保育所を併設するのはもちろん、子育て世代が集まり、おしゃべりや情報交換できる場とします。例えば、絵本やおもちゃ、遊具などがあり、小さい子どもと一緒に遊べるスペース、お茶をしながら子どもたちが遊んでいるのを見守れるスペース、地域の子育てサロンが開催できる場など、保護者同士が交流したり、悩みを相談し合える場としていきます。

⇒方針 3

機能6 いざという時に備える地域の防災機能

- ・現在でも学校は災害時の避難場所になっており、備蓄品や貯水槽が完備されています。地域施設には災害用のソーラー発電や LP ガス、災害トイレなどの設備を整備し、地域の防災機能の更なる充実を図ります。併せて、高齢者や障がい者の避難者に対応できるようユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備や大型車両による物資搬入の経路を確保するなど、災害時を想定した施設整備を行います。
- ・また、市民ワークショップでは、防災キャンプなど防災を通したまちおこしのアイデアがでていました。自治会や自主防災組織が防災に関する活動ができる場としていきます。

⇒方針 3

1-3. 基本計画策定のための体制及びプロセス

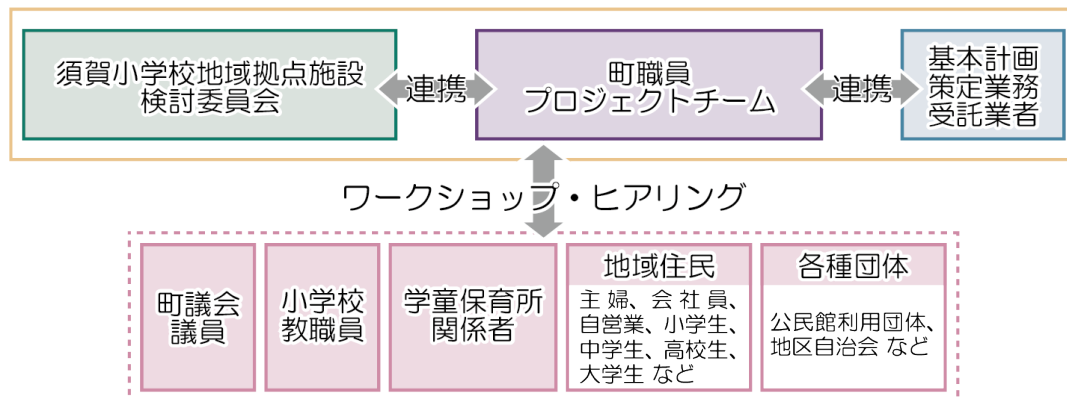
1) 計画策定に向けた体制

基本計画の策定にあたっては、地域の方や関係者、有識者などから構成される須賀小学校地域拠点施設検討委員会及び町職員プロジェクトチームが中心となり、基本計画策定業務受託業者とともに検討を進めました。

基本計画において、小学校のあり方、及び、地域コミュニティ施設の使われ方等を検討するために、住民ヒアリング、有識者シンポジウム、地域・教職員・議員ワークショップ、各種団体・学童保育所ヒアリングを行いました。小学校と地域施設が複合化した時に、その場でどのような活動ができるか、どのような新しい活動ができそうかを、参加者のみなさんと広く話し合いながら意見やアイデアを収集していきました。

話し合いの場づくりは、受託業者を中心に、参加者がワクワクし、未来を見据えた意見交換ができるような仕掛けを考えながら進めていきました。

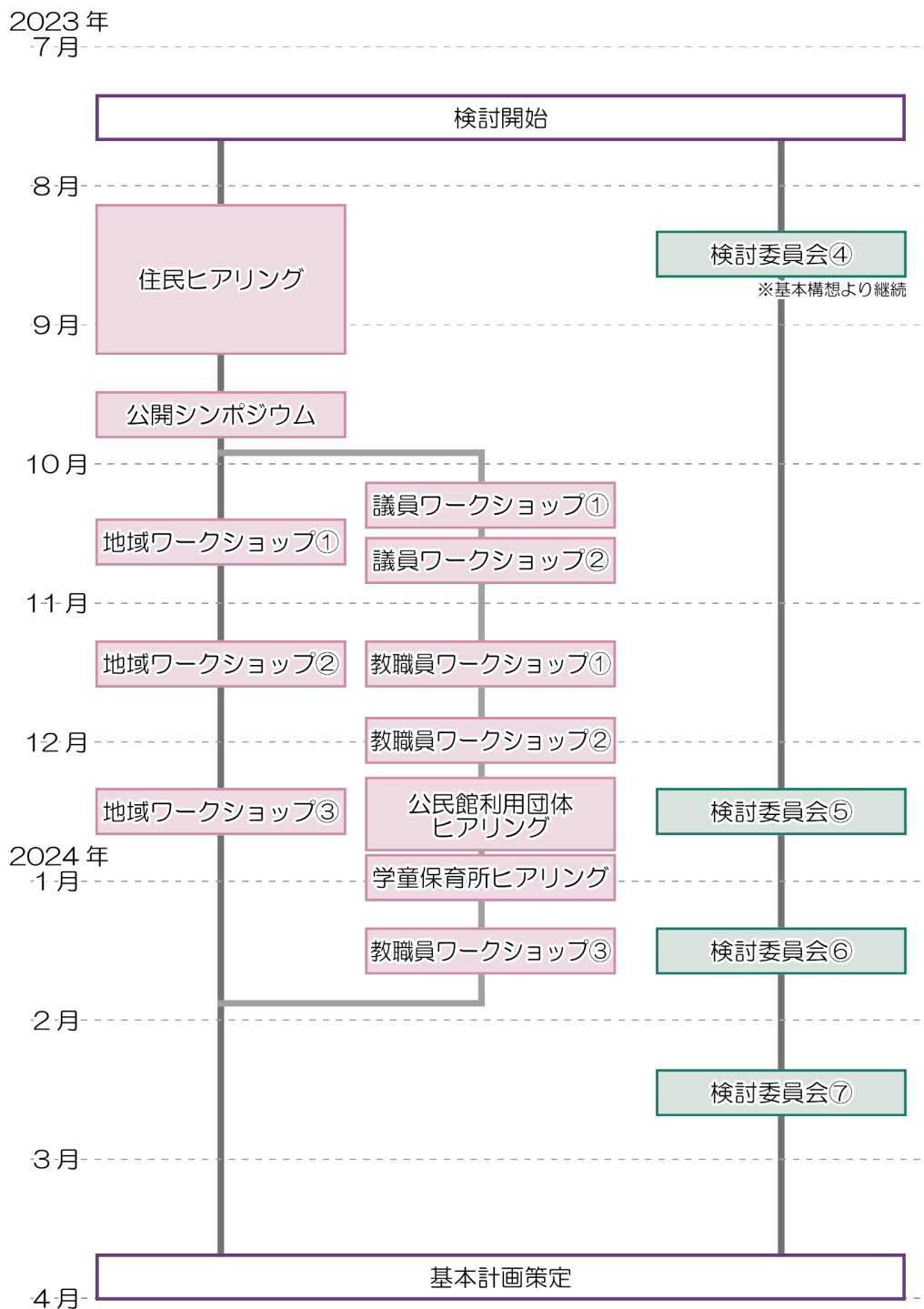
＜計画策定に向けた体制図＞



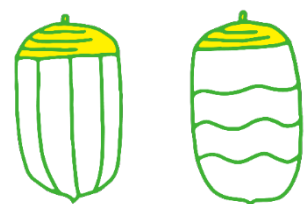
2) 策定プロセス

基本計画を策定するにあたっては、まず地域リサーチを行うために、住民ヒアリングを行いました。それを契機に、シンポジウムや地域ワークショップをはじめとした、各種ヒアリング・ワークショップを行い、丁寧に地域住民の意見やアイデアを収集していきました。その概要は巻末の「7. 付録」(p.50)に掲載しています。

＜基本計画策定の流れ＞



2. 現状と課題

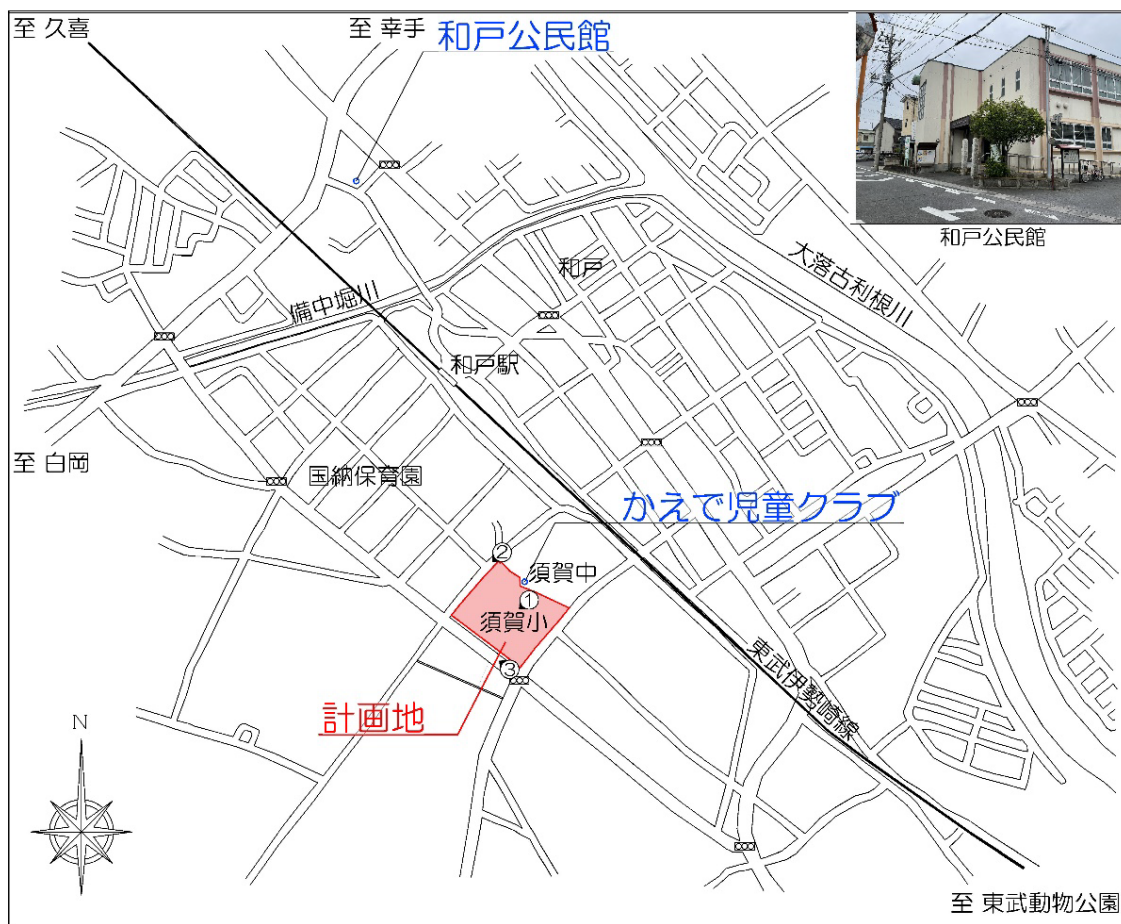


2. 現状と課題

2-1. 敷地概要

- 敷地位置：埼玉県南埼玉郡宮代町須賀字砂河原 1425 番 1
- 敷地面積：13,397. 00 m²
(測量調査にて確定予定)
- 敷地の特徴：計画地は宮代町の北部に位置し、最寄り駅は東武伊勢崎線和戸駅です。
隣接地には須賀中学校が立地しています。

＜敷地周辺の広域図＞



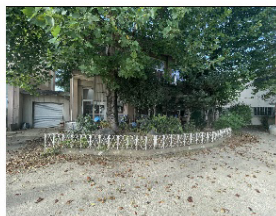
①中学校側より



②小学校の北西側道路より



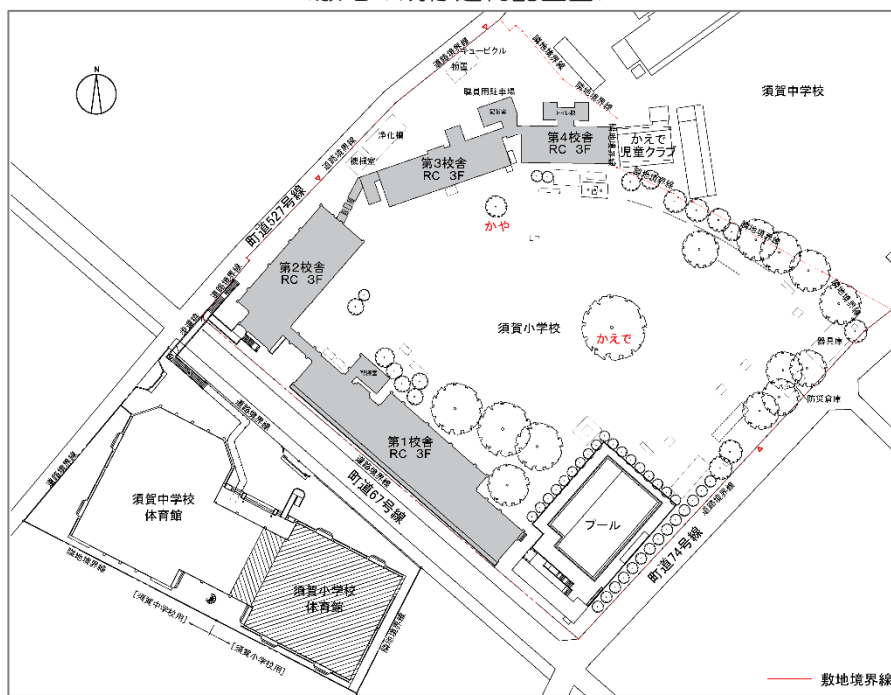
③小学校南の交差点より



かえて児童クラブ

- 既存建物の状況：敷地外周に沿って第1～4校舎まで分棟形式で校舎が立ち並び、校庭には、かやとかえでの木をはじめ多数の既存樹があります。

＜敷地の既存建物配置図＞



- 敷地の災害想定：計画地は大落古利根川、中川流域の洪水における浸水想定において、水深0.5m未満の浸水が想定されています。また、指定緊急避難場所及び指定避難場所に指定されています。

＜「宮代町ハザードマップ」より須賀小学校周辺の浸水想定＞



2-2. 複合化の対象となる施設の現状と課題

1) 複合化の対象となる施設の概要

再整備にあたり、複合化の対象となる施設は、須賀小学校、和戸公民館、かえで児童クラブです。

＜複合化の対象施設一覧＞

施設名称	機能	建築年	延床面積（敷地面積）	構造
須賀小学校	・学校 ・地域開放 （体育館、校庭）	1978年 （昭和53年） ※第1校舎	5,350㎡ （13,397.00㎡）	RC造
和戸公民館	・会議・活動スペース （貸室：和室、洋室 （小）、洋室（大））	1979年 （昭和54年）	436㎡ （396.78㎡）	S造
かえで児童クラブ （第1）	・学童保育所	—	282㎡	RC造

※かえで児童クラブ（第2）は、須賀小学校内に含む。

＜既存施設の面積リスト＞

■既存				
	部屋 ＜想定＞	室数	室面積小計 (㎡)	
小学校	普通教室	普通教室	12	755.20
		算数学習室	2	124.80
	特別支援教	特別支援教室	2	124.80
	特別教室	図工室	1	93.60
		音楽室	2	146.00
		家庭科室	1	93.60
		図書室	1	62.40
		閲覧室	1	62.40
		PC室	1	62.40
		理科室	1	81.00
		生活科室	1	65.00
		Eルーム	1	62.40
		多目的室	1	65.00
		郷土資料室	1	63.00
	管理諸室	職員室（35人）	1	83.00
		校長室	1	32.00
		会議室（35人）	1	62.40
		小会議室	1	63.00
		放送室	1	93.60
		保健室	1	62.40
		児童会室	1	62.40
		教育相談室	1	62.40
		PTA室・事務用品室	1	40.00
		配膳室	—	—
		備品室・食糧備蓄庫	1	62.40
		物置・倉庫	—	—
学童保育所	かえで第二児童クラブ	2	124.80	
室面積 合計			—	—
共用部	廊下・階段・機械室等	—	—	—
床面積			5350.00	
屋内体育館			1003.00	
公民館	洋室（小）	1	24.50	
	洋室（大）	1	180.00	
	和室	1	81.00	
	物置・倉庫	—	—	—
室面積 合計			—	—
共用部	廊下・階段・機械室等	—	—	—
床面積			436.00	
学童保育所	かえで第一児童クラブ	—	282.00	

2) 須賀小学校

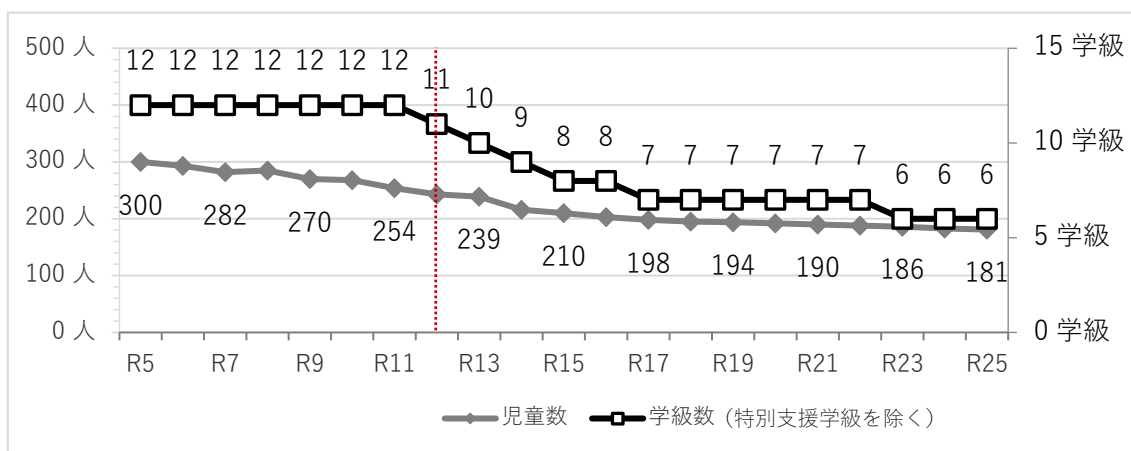
①児童数と学級数の推計

令和 5 年 5 月 1 日時点において、須賀小学校の児童数は 302 人で、学級数は 14 学級（普通学級 12、特別支援学級 2）です。

開校予定の令和 9 年度では、学級数は現状と同様の 12 学級と想定されていますが、その 3 年後の令和 12 年度には 11 学級となり、学年によっては単学級が生じる見込みです。

それ以降も児童数及び学級数は減少すると想定されており、令和 25 年度には児童数が 181 人で、学級数は 6 学級になる見込みとなっています。

<児童数と学級数の推計（特別支援学級を除く）>



校舍

- 外構・校庭・体育館

- ・児童は敷地北西側にある校門から登校し、南東側にある校門は使用されていない。
- ・給食搬入口が2か所に分かれており、そのうち1ヶ所は配膳車が渡り廊下を横切り校庭に進入する必要があることから、校舎内動線と交差する。
- ・南西側道路（町道67号線）を挟んで体育館があるため、利用時は歩道橋を使って移動している。また、中学生も歩道橋を使って体育館へ行くために須賀小を通り抜けている。
- ・校庭の中央にかえでの木と、かやの木がある。その影響で、校庭が不整形になっている。
- ・その他に複数の記念樹がある。
- ・須賀小敷地の南東端に忠魂碑があり、プール近くには地藏仏がある。
- ・フラッグポールのたもとに須賀村青年団からの寄贈碑がある。
- ・敷地南東側の校門付近の地中に、飲料水兼用耐震性貯水槽がある。

＜敷地内の記念碑・記念樹の位置＞



③特別教室の利用状況

地域拠点施設において、スペースの効率化や児童と地域施設の利用者との交流の機会を
 図るために、ある週の 6 学年分の時間割から特別教室の利用状況を整理し、教室の共有可
 能性を検討しました。

※宮代町は学校体育施設開放事業により、須賀小学校では体育館と校庭を曜日と時間
 を限定して地域に開放しています。

※現在、小学校の時間割は週単位で変更されるため、授業の曜日・時間については変動
 することに留意する必要があります。

- ・体育館と校庭は稼働率が 7 割を超える。
- ・音楽室と理科室は 3 年生以上の学年が利用するため、稼働率は 6 割近い。
- ・図工室は 3 年生が利用する場合を含めると 5 割近いが、基本的には 4 年生以上が利
 用するため、その場合は約 3 割の稼働率になる。
- ・家庭科室は 5 年生以上から利用するため、稼働率が 3～4 割程度となっている。

以上のことから、特別教室全体では週の半分ほど教室が未利用となっている可能性があ
 ることが分かりました。

		利用学年： 3・4・5・6年/	(3)・4・5・6年/ ※	5・6年/	4・5・6年/	全学年	授業で未利用	3・4・5・6年/
曜日	時間	音楽室 (第1・2)	図工室	家庭科室	理科室	体育館/校庭	牛乳科室	Eルーム (英書)
月	1 8:40～ 9:25							
	2 9:35～10:20	5-2	6-2*			5-1,6-2*	2-1	
	3 10:35～11:20	5-1	6-2			5-2,6-1	1-1,1-2,2-2	
	4 11:30～12:15	2-1,6-2				3-1,4-1		
	5 13:30～14:15	1-1,1-2,2-2			3-1,5-2	3-2,4-2		
	6 14:25～15:10	6-1			4-1			
	放課後					地域開放 体育館のみ18:00～		
火	1 8:40～ 9:25			5-1	6-1			5-2
	2 9:35～10:20	4-1			4-2,5-2	1-2,2-1		6-1
	3 10:35～11:20	3-1*			3-1*,6-2	1-1,2-2		
	4 11:30～12:15	4-2			5-1	3-2		4-1
	5 13:30～14:15	2-1,3-2*	4-2,6-1		3-2*	3-1	1-1,1-2	5-1
	6 14:25～15:10		4-2*,6-1*	5-2		6-1*	2-1,2-2	6-2
	放課後					地域開放 体育館のみ18:00～		
水	1 8:40～ 9:25				5-1			
	2 9:35～10:20		1-2	5-1*	5-2	1-1		
	3 10:35～11:20		1-2,2-2,5-2		4-2	5-1,6-1	1-1	
	4 11:30～12:15	1-1,3-2	2-2,5-2*			5-2*,6-2	2-1	
	5 13:30～14:15	1-2,3-1			3-2,4-1	4-2		
	6 14:25～15:10	委員会/クラブ活動						
	放課後					地域開放 体育館のみ18:00～		
木	1 8:40～ 9:25	5-1*	2-1,4-1*	5-1*		4-2		
	2 9:35～10:20		2-1,4-1			5-2,6-2		
	3 10:35～11:20		1-1,3-2*		3-2*,4-2,6-2	1-2,2-2		
	4 11:30～12:15	6-1*	1-1,3-2	6-1*		2-1		
	5 13:30～14:15	5-2*		5-2*	5-1	3-1,4-1	2-2	
	6 14:25～15:10	6-2*		6-2*	3-1,6-1			
	放課後					地域開放 体育館のみ18:00～		
金	1 8:40～ 9:25		5-1*	5-2*	3-2	5-1*		6-1
	2 9:35～10:20	4-2*	5-1			1-1,2-2	1-2	6-2
	3 10:35～11:20	4-1*	3-1*		3-1*,6-2	2-1		5-1
	4 11:30～12:15		3-1		4-1	1-2		3-2
	5 13:30～14:15	2-2		6-1		3-2,4-1		3-1,4-2
	6 14:25～15:10			6-2	6-1			5-2
	放課後					地域開放 体育館のみ18:00～		
土 日 祝日						地域開放 体育館8:00～21:00 校庭8:00～18:00		
	稼働率 (利用数/週30コマ)	53～57%	33～50%	33～37%	53～57%	77～80%		37～40%

※授業内容や授業実施コマ数によって部室の利用に変動があるクラス
 ※図工室：3年/1 は授業内容によって使う場合あり

教室利用 地域開放 空き

3) 和戸公民館

宮代町では地域活動に主体的に取り組む活動団体が多く存在します。須賀小学校地域においても公民館利用団体は多く、地域を越えて和戸公民館を利用するために訪れる町民もいます。

- ・活動団体が多数あるため、貸室の利用率が高い。
- ・施設内にエレベーターがないため、2階の部屋を利用しにくい。
- ・2階の部屋を軽運動で利用すると、1階に振動や騒音が伝わる。
- ・無人管理で、暗証番号により鍵の授受を行っている。
- ・公民館の外から施設内の活動の様子が見えにくい。
- ・更衣室がない。

4) かえで児童クラブ

宮代町では共働き家庭の増加に伴い、学童保育所利用者が年々増加しています。

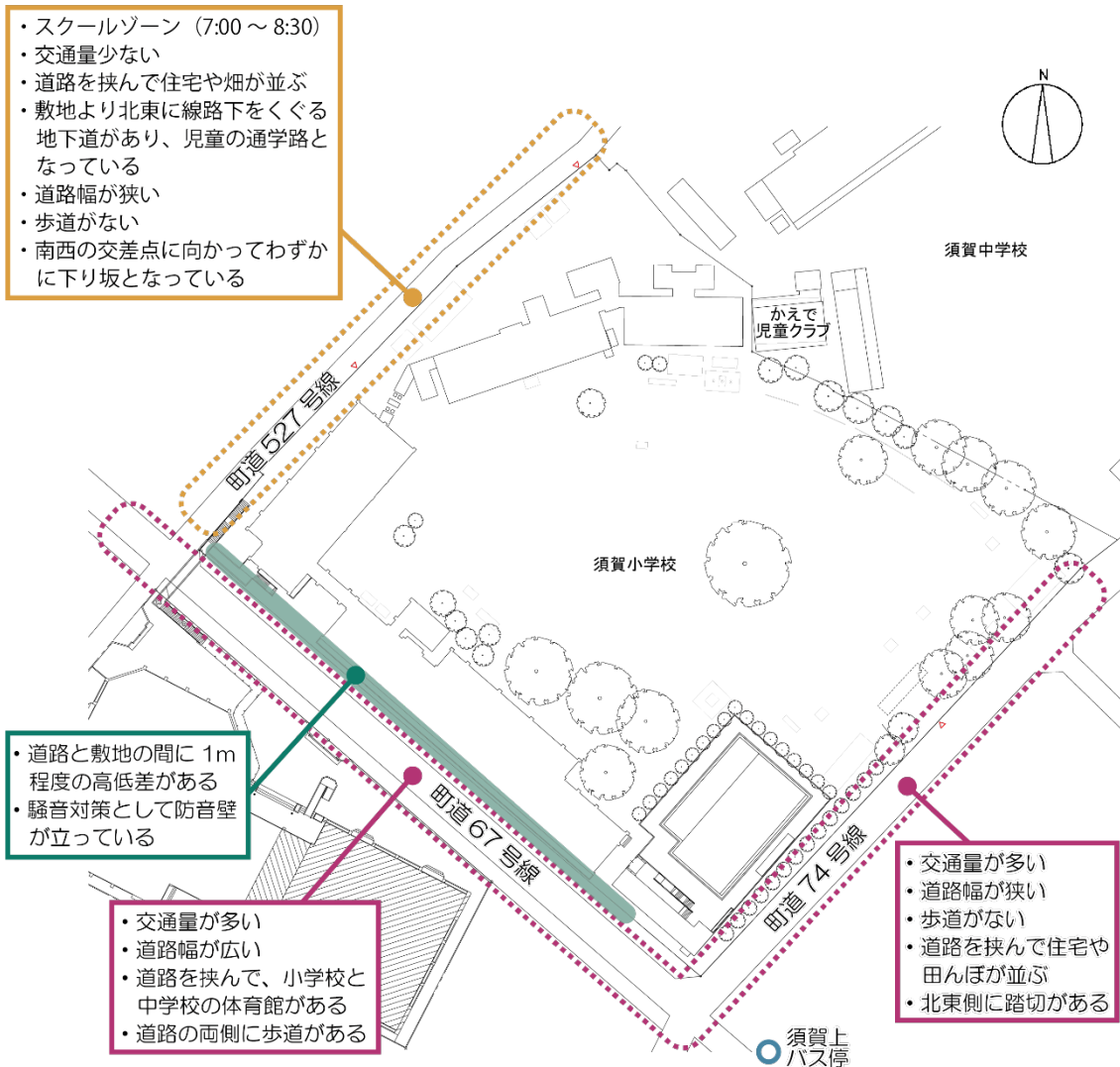
須賀小学校の児童数 302 名（令和 5 年度 5 月 1 日時点）に対して、かえで児童クラブの入所者数は 86 人です。

学童保育所へ児童が集まるのは、小学校の授業が終わった後です。児童が小学校で授業を受けている間は、学童保育室が未利用の状態になります。

- ・支援員用の事務室や更衣室がない。
- ・教材や遊具の収納場所が不足している。
- ・児童数の増加で、須賀小学校の空き教室を保育室として利用している。（定員 120 人）
- ・利用する児童の年齢幅が広い。（宮代町では学童保育を必要とする全学年の児童を対象としている）

2-3. 整備条件等

1) 周辺状況



2) 都市計画事項

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・主要用途：小学校、集会場、学童保育所 ・工事種別：新築 ・区域区分：都市計画区域内
市街化調整区域内 ・用途地域：指定なし
(建蔽率 60%、容積率 200%) ・防火地域：指定なし、法 22 条区域外) ・斜線制限：道路斜線 (適用距離) 20m
(勾配) 1.25
隣地斜線 (立上り) 20m
(勾配) 1.25 | <ul style="list-style-type: none"> ・日影規制： <ul style="list-style-type: none"> (建築物高さ) 10m 超 (規制範囲) 5mライン/5.0 時間
10mライン/3.0 時間 (測定面) 平均地盤面からの高さ 4.0m ・前面道路：法 42 条第 1 項 1 号道路 ・前面道路幅員： <ul style="list-style-type: none"> 南東側 7.30m (町道 74 号線) 南西側 12.1m (町道 67 号線) 北西側 4.80m (町道 527 号線) |
|---|---|

3) 関連する法令・条例等

①関係法令

- 建築基準法
- 消防法
- 都市計画法
- 景観法
- 水道法
- 下水道法
- ガス事業法
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
(建築物省エネ法)
- バリアフリー法
(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)
- 学校教育法
- 児童福祉法
- 厚生省令 赤面障害予防規則 (アスベストが含まれる場合)
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)
- 都市の低炭素化の促進に関する法律 (エコまち法)

②条例

- 埼玉県建築基準法施行条例
- 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
- 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例
- 埼玉県生活環境保全条例
- 埼玉県福祉のまちづくり条例
- ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
- 埼玉県景観条例
- 宮代町開発指導要綱

③その他

- 建築物環境配慮制度 (CASSBEE 埼玉県)
- 埼玉県景観計画

4) 基本構想における留意事項

【基本構想から抜粋】

地域拠点施設の整備についての留意点は、以下のとおりです。

①財政的に無理のない持続可能な施設整備

町では、今後20年をかけ小中学校の適正配置を進めていく中で、多額の費用を投じていくことになります。過度に立派な施設をつくることは、町の財政を圧迫するとともにこれからの世代の負担につながります。

公共施設マネジメント計画策定時のワークショップにおいては、「ハコモノはいらない、必要なのは機能」という声が多く上がっていました。

地域拠点施設の整備にあたっては、機能面を重視し、コンパクトでも最大限の効果が得られるような地域拠点施設としていきます。

例えば、家のリビングルームは、家族で食事や団欒をする、ボードゲームで遊ぶ、子どもが宿題やピアノの練習をするなど、一つの空間で様々な機能や役割を担っています。このように機能ごとにスペースを隔てるのではなく、一つの場でも複数の機能を提供できるような施設とすることで、無駄に規模を大きくすることなく、効率的な施設としていきます。

②学校と地域の人々が施設をお互いに使い合える仕組み

学校と地域の施設は、隣接することの効果を最大限に活用し、お互いに使い合えるようにすることで利便性を高めて行きます。

例えば、学校の家庭科室や音楽室などの特別教室を学校の運用時間外に地域活動の場として活用する、地域施設のステージを児童の発表の場として活用するなどです。

③将来的な児童数の増減等に対応した施設整備

将来の児童数の増減に応じて、教室を地域施設へ転用できるような構造（スケルトン・インフィル※1）にするなど、将来を見据えて施設整備を行っていきます。

④児童の安全性や学習環境に配慮した配置・レイアウト

学校は児童にとって大切な学びの場です。地域拠点施設の整備にあたっては、児童の安全性や学習環境に配慮した配置・レイアウトを検討します。

⑤ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備

地域拠点施設は、誰もが利用できるようにユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を検討します。

⑥環境に配慮した施設整備

施設整備にあたっては、通風や採光などの自然環境を活かした施設とするとともに、LEDなどの省エネ設備を導入することで脱炭素社会に向けたエコな施設としていきます。

⑦災害時の安全性に配慮した施設整備

地震や火災などの発災時に、児童や利用者が安全に避難や退避ができるよう配慮します。

⑧再整備期間中の教室等の確保

地域拠点施設の整備期間中においても、児童に必要な教育環境が提供できるように、教室等を確保します。

⑨アクセスの利便性の確保

地域拠点施設に多くの人が集まる場合には、駐車スペースが必要となります。開設後に支障がでないように必要な駐車スペースを確保します。

また町内の方がアクセスしやすいように循環バス等の交通手段との連携についても検討を行います。

⑩体育館の扱いについて

体育館については、小中一体型のものとなっています。築 40 年間が経過し、屋根や設備など老朽化が進行しており、同時に直すのか、長寿命化により使い続けるのか、将来コストを比較しながら検討する必要があります。

⑪プールの扱いについて

プールについては築 35 年が経過しており、老朽化が進行しています。地域内にある総合運動公園の屋内プールの活用も視野に入れながら、廃止するのか、長寿命化により使い続けるのか、将来コストを比較しながら検討する必要があります。

⑫利用者負担等の施設の収益化について

当町では、公共施設プログラム 2005 に基づき、施設における利用者負担の適正化を行っています。地域拠点施設においても、適正な利用者負担を設定するとともに、施設の収益化について検討を行います。

※1 スケルトン・インフィル

建物の躯体（スケルトン）と内装や設備（インフィル）とを一体化させない方法。通常、建物の躯体は長寿命である一方で、内装や設備は、老朽化や機能劣化が早く、技術の進展や施設の使われ方の変化により短中期的に更新される。躯体を長く使いながら必要に応じて最適な内装・設備の更新を繰り返し、建物自体の長寿命化・有効活用を図るという考え方。

5) その他前提条件

地域拠点施設のゾーニング検討を行うにあたってのその他の前提条件は以下とします。

- 【条件 1】 地域拠点施設への機能移転は対象敷地内に納めること。ただし、駐車場については、不足分を敷地外で確保する予定。
- 【条件 2】 なるべく既存校舎を利活用しながら建設工事を進めること。
- 【条件 3】 かえでの木については、須賀小学校のシンボルであり、地域の方の愛着もあり、出来れば残すことが望ましい。ただし、須賀小学校は 60 年以上先の未来に渡って使われることになるため、子どもたちや地域の方にとって最適な施設や校舎等の配置があれば、施設配置を優先させること。また、全国的に学校内の高木による事故の報告もあることから、施設に隣接する場合には、倒木や枝の落下の危険性、落ち葉や将来の成長などによる施設への影響を熟慮して存続を検討すること。
- 【条件 4】 冬期の北西風（季節風）への対策をとること。
- 【条件 5】 利用者動線に配慮すること。
- 【条件 6】 災害時の物資搬入の動線に配慮すること。
- 【条件 7】 利用者にとって快適な室内環境となるように整備すること。
- 【条件 8】 児童の安全確保・防犯対策に十分に配慮すること。

3. 施設整備方針



3. 施設整備方針

3-1. 施設全体の整備方針

地域拠点施設整備は、須賀小学校の再整備にあわせて、地域コミュニティ施設を併設し、須賀小学校をみんなが集まる「地域の中心施設」とすることを目的としています。

優先されるのは小学校機能です。ここで日々成長していく子どもたちにとって、居心地がよく通いたくなる、また、最良の教育環境で学ぶことができる学校としていきます。さらに、地域コミュニティ施設機能も重要な要素です。地域の人々が集まり、つながり、そして新しい活動が生まれる、地域を元気にする拠点としていきます。その他、学童保育所機能を併設するとともに、災害に備え防災機能も整備します。

- 学校と地域の交流により子どもたちが学び・成長することができる施設とします。
- 明るく居心地のよい施設内環境となるような空間を創出します。
- 各施設の一部を共有することにより、施設規模を縮小するとともに、施設の有効活用を図ります。また、コンパクトで維持管理がしやすい施設とします。
- 児童や地域の方にとって学校や地域コミュニティ施設にアクセスしやすい動線とします。
- 学校のセキュリティ確保に配慮した配置計画とします。
- 誰もが施設を利用できるように、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した施設とします。

3-2. 小学校の整備方針

- ・児童の安全性や学習環境に配慮した配置・レイアウトとします。
- ・ICT など最新の教育技術を導入できる環境を整備します。
- ・将来の児童数の変化に対応できる機能転換可能な施設とします。
- ・異学年交流がしやすい教室配置を計画とします。
- ・多様な教育に対応しやすい創造的な学習空間の創造を目指します。
- ・使いやすく明るく清潔で居心地の良い生活空間を計画します。
- ・職員室や校長室から児童の安全を見守りやすく働きやすい計画とします。
- ・校庭はできるだけ整形に確保するとともに、適切な緑化計画を行います。
- ・特別教室などで内外空間を一体的に利用できるように開放的な教育空間づくりを目指します。（縁側、テラスなど）
- ・涼しくて暖かい温熱環境に配慮した自然の力を利用する省エネ手法を取り入れた計画とします。

3-3. 地域コミュニティ施設の整備方針

- ・気軽に立ち寄れる居心地のよいオープンな空間づくりを行います。
- ・児童と地域との自然な交流が生まれる空間づくりを行います。
- ・活動への参加やつながりを生み出すために、活動の様子が見える施設づくりを行います。
- ・地域の新しい活動や自治体活動をサポートする場づくりを検討します。
- ・活動団体が使いやすく活動しやすい施設づくりを検討します。
（更衣スペース、荷物置きスペースなど）
- ・地域の様々な主体と連携しやすいフラットな交流スペースづくりを目指します。
- ・バリアフリーに配慮した平面・断面計画を行います。
- ・落ち着いて活動ができる空間づくりを検討します。（騒音・振動対策など）

3-4. 学童保育所の整備方針

- ・放課後の幅広い活動に対応しやすい空間づくりを行います。
- ・子どもが安心して放課後に利用できるスペースの検討を行います。（静養スペースなど）
- ・学校と連携を図りやすい動線計画を検討します。
- ・児童の送迎動線や活動動線に配慮した配置計画を検討していきます。
- ・児童を見守る支援員にとって働きやすくプライバシーの守られた平面計画を検討します。
（事務室、更衣室など）
- ・未利用時間帯の学童保育室を地域利用できるように整備を行います。

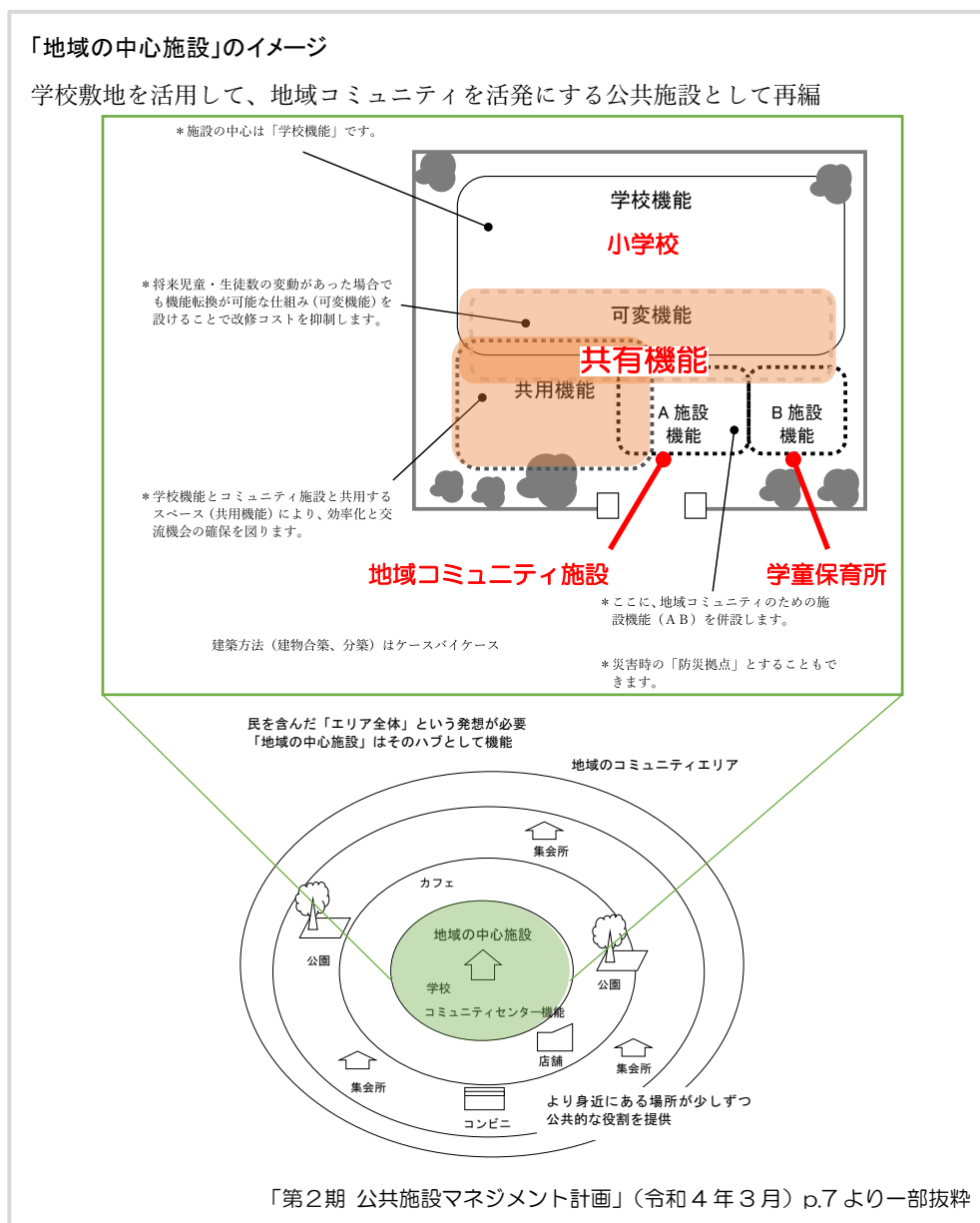
3-5. 共有機能の整備方針

1) 共有機能の考え方

地域拠点施設のイメージは、公共施設マネジメント計画において学校と地域コミュニティ施設とが共有するスペースを「共用機能」として示し、また、将来に児童数の変動があった場合でも機能転換ができる仕組みを「可変機能」として示しています。

基本計画においては、「共用機能（各機能が共用するスペース）」と「可変機能（将来的な児童数の増減があった場合に機能転換可能なスペース）」を、新しい地域拠点施設で小学校機能と地域コミュニティ施設機能と学童保育所機能とを相互につなぐ“共有機能”と言い換えて考えていきます。この共有機能の部分はどう充実させ、永く使い続けられるようにするかが重要なポイントです。

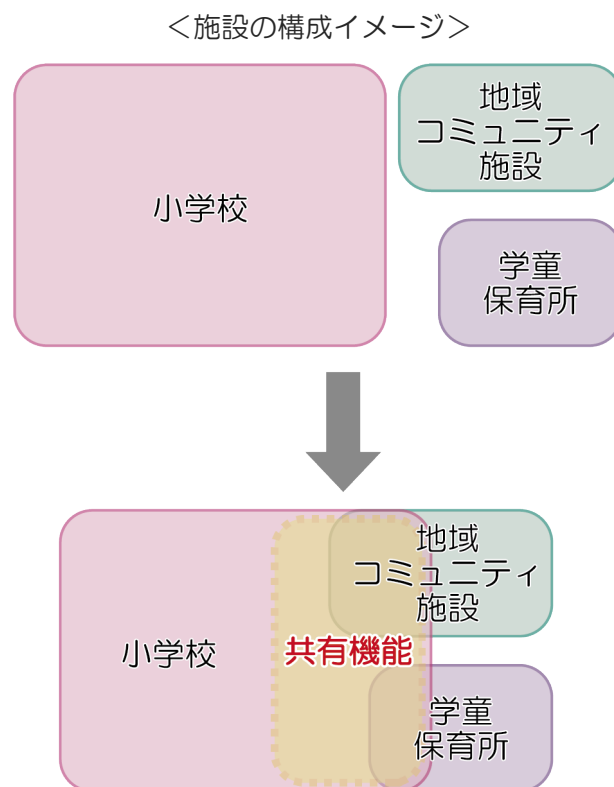
＜公共施設マネジメントを踏まえた施設イメージ＞



2) 整備方針

小学校、地域コミュニティ施設、学童保育所の 3 つの機能が共存しながら施設全体の規模縮小を図るために、スペースや機能が重なり合い、つながり合う部分に生まれる「共有機能」のあり方について整備方針を示します。

- 吹抜けを介するなど施設全体がつながる空間の創造を目指します。
- 子育て世代や高齢者、若者など多世代にわたる利用者にとって過ごしやすい空間づくりをめざします。
- 地域の様々な活動団体にとって活動内容に合わせて特別教室などを利用できるような運用を検討していきます。
- 安心・安全で快適な教育環境に配慮した平面計画とします。
- 多様な利用者にとってみんなが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた空間づくりを検討します。
- 体育館は、児童の利用はもちろん地域利用も見据えた計画とします。
- 児童や地域の大人から互いの活動が見えるような平面計画を検討します。
- 授業後の児童にとって居場所となるような場づくりを検討します。
- 学童保育所の活動をサポートするような空間づくりを検討します。



目指すべき地域拠点施設のイメージ

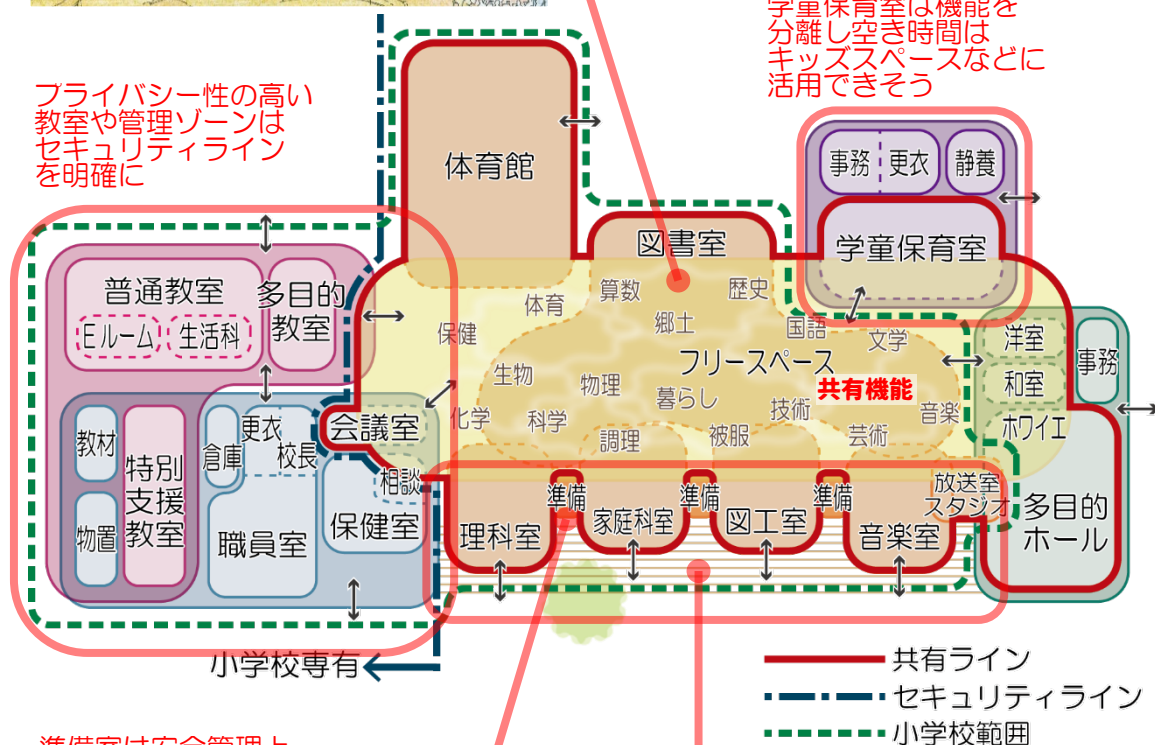
「まちの中にある学校 地域とともにある学び舎」



図書室は未知の世界への
興味・関心の玄関口
フリースペースにテーマ
に合わせた書架の配架を

プライバシー性の高い
教室や管理ゾーンは
セキュリティライン
を明確に

学童保育室は機能を
分離し空き時間は
キッズスペースなどに
活用できそう



準備室は安全管理上、
クローズにして魅力ある
工具や材料などはディスプレイ

デッキテラスなどの屋外空間と
つなげることで活動の幅が広がる



- 特別教室とフリースペース(共有機能)を隣接させ、地域と学校との交流が生まれやすく、使い方の多様性にも対応できる空間づくり。
- 特別教室を屋外(デッキテラスなど)とも隣接させ、活動の幅をひろげる。
- 図書室の機能の一部(静かだけでなく大丈夫なもの)をフリースペースに分散させ、省スペースの実現だけでなく、特別教室での活動テーマに沿った図書の配架も可能に。
- 学童保育室を空き時間も活用できるように、フリースペースと隣接する位置に配置。
- 安全管理に配慮し特別教室の準備室はクローズにして、工具や材料はディスプレイする。
- 多目的ホールや和洋室など、地域コミュニティ施設機能もフリースペースと隣接する位置に配置。

【ワークショップ・ヒアリングの意見から抽出した各施設のイメージ】

○須賀小学校

- ・子どもにとって安全で学びが深まる環境、教えてもらえる環境
- ・全学年が1フロアで生活できるような教室配置
- ・安全にも配慮しつつ、子どもがのびのび生活できる
- ・共有しつつ、子どもと教職員のプライバシーも守られるように
- ・地域のボランティアの人に助けてもらえる

○地域コミュニティ施設

- ・外から活動が見えるようなオープンな場所
- ・活動のあとに休憩したり、少しおしゃべりしたりできるスペース
- ・高齢者が利用しやすい1階に貸室がある
- ・多目的ホールと外がつながっていてイベントで使いやすい

○かえで児童クラブ

- ・子どもの活動内容にあわせて、保育室を間仕切りで部屋の大きさを変えられる
- ・早い時間から学童を利用する低学年が音を気にせず過ごすことができる
- ・支援員が子どもを見守りやすいオープンな作り
- ・日中は地域の方に部屋を使ってもらう
- ・送迎時に保護者が子どもを待つスペース

○共有機能

- ・須賀・和戸エリアで身近に本を読める場所
- ・性別に関係なく料理ができる場所
- ・干し柿を干したり、寝転んで空を眺めたりできるようなテラスや芝生広場
- ・カフェがあったり、キッチンカーが来たりして、気軽に飲食できる場所
- ・富士山が見える窓やテラス
- ・子どもも大人も使いやすい
- ・天気を気にせず使えるような半屋外空間
- ・学童に通っていない子どもも放課後に利用できるスペース

■フリースペース（共有機能）の参考イメージ【オスロ公共図書館/ノルウェー】

未来の図書館。そう称されることの多い、公共図書館。

図書館機能だけでなく、市民の集まる場所として、映画館、音楽ルーム、3Dプリンターやミシンなどが備えてあるメイカーズスペース・メディアワークショップ・ゲームエリア・ラウンジやカフェやレストランを提供している。

「知識は書籍からのみ得られるものではなく、感覚を総動員させ、五感全てを活性化させ体を動かし、さまざまな人やものとインタラクションすることでも得られるもの」という新しい価値観を提供しており、【本を読まない、新しい図書館】と捉えることもできる。



書架やテーブルがオープンスペースに広がっているイメージ



快適な読書エリア



フリースペースには、ミシンのある机や作業台もあり、一緒に活動をしている風景が見られる



書棚の中にメイカーズスペースがあり、図書空間と一体化しており親和性が高くなっている



メディアルームでは、ポッドキャスト（ネット配信による番組）作成もできる



電子楽器などの大きな音の出ない楽器もフリースペースに置かれている

3-6. 防災機能の整備方針

地域拠点施設は地域の防災拠点として整備していきます。

＜防災拠点の役割＞

項目	役割
指定避難所	避難者の受入
物資・情報	支援物資の受渡、情報提供、情報収集
救助・救護活動拠点	負傷者等の救護

＜避難所の課題＞

課題	内容
水	飲み水、生活用水、シャワー、排水（トイレ、厨房）
電気	通信機器、照明、冷暖房機器
食糧	大人用、子ども用、乳幼児用
トイレ	男女、障がい者用、オストメイト、非常用
プライバシー	着替え、授乳、体調不良
感染症	隔離部屋、治療、消毒
音	新生児など
場所	避難場所、駐車場、ペット、ゴミの保管、配給場所
役割分担	配給・供給、救護・救助、運営

＜災害発生から避難所解消までのプロセスに対する基本計画の考え方＞

段階	避難所としての活動	求められる機能	基本計画での考え方
（発災～3日） 救助・救命期	- 児童の安全確保 - 地域住民の学校への避難 - 避難所の開設・管理運営	- 広く安全な一次避難場所 - 分かりやすく安全な動線 - 基本的生活条件の確立 - 救援物資の仕分・保管・分配	- 物資搬入のしやすい位置に体育館 - 明快で広い敷地内動線 - 設備・建築の配慮 - 半屋外空間の活用
（4日～10日） 救援期	- 自治組織による避難所の運営 - ボランティア活動の開始	- 炊き出しへの対応 - 高齢者・障がい者・乳幼児などへの対応	- 共有室（学校の特別教室や学童保育所の保育室）との連携 - 地域コミュニティ施設の諸室の活用（大小複数の部屋を利用可能）
復興期 復興・復旧	- 学校機能の再開 - 避難所の段階的な閉鎖	小学校機能と学童保育所機能と地域コミュニティ施設機能と避難所機能の共存	- 明解なゾーニング - 明解な安全区画

2) 必要な防災機能

a: 施設…建築時に備わっていてほしいもの

<優先的事項>

事項	内容
地盤面より 1.0m 以上の高さ	・ハザードマップ上の浸水深の想定が0.5m程度と推測されるため地盤面等の高さの確保
収容人数	・須賀小体育館（420 名）＋和戸公民館（200 名）の収容が見込める床面積の確保 ・メイン避難所以外の施設も利用できるように工夫 ・早く普通教室が使用できるような避難所内の配置
動線	・避難者の出入動線と物資搬入動線を分離
駐車場	・資機材等の運搬にあたり、倉庫へ横付けできるような駐車スペース（屋根付き） ・避難者用の駐車場の確保
備蓄倉庫	・屋内で資機材や備蓄品を保管できるスペース（5 坪～） ・搬入・搬出がしやすい出入口
空調	・冷暖房機器の設置

<施設に必要と思われる事項>

事項	内容
電力供給	・太陽光、蓄電池、発電機 ・コンセント数、位置（高所、外部）
通信環境	・Wi-Fi 等のデジタル設備
飲料水	・耐震性の高い受水槽、貯水槽（既存）
バリアフリー	・段差や傾斜のある箇所への手摺やスロープ ・高所避難を想定したエレベーター（停電時でも稼働可能なもの）
トイレ	・洋式トイレ、女性用トイレの増 ・障害者用トイレ、オストメイト ・マンホールトイレ ・屋外トイレ ・雨水利用の検討
水回り	・外水洗 ・シャワー
導線	・各室2か所以上の避難経路
屋外スペース	・屋根の下で活動できる広めのスペース
換気	・空気の入れ替えができる機能

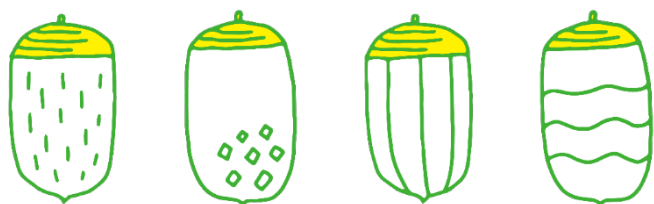
b：設備…建築後も導入可能なもの

事項	内容
情報伝達手段	・アナログ設備（掲示板、メッセージボード等）

c：機能…既存の施設を利用して活動できるもの

事項	内容
ペット対策	・雨風がしのげるスペース ・リード等の脱着所 ・清掃が容易にできる設備（水道、床舗装・排水等）
音対応	・大きな音（鳴き声、いびき等）への配慮ができるスペース
新生児対応	・授乳スペース ・おむつ替えスペース ・泣き声に対する防音
ゴミ置き場	・災害時の廃棄物（ゴミ、し尿）の臭い対策
厨房 （家庭科室）	・雨風がしのげて炊き出し等ができるスペース ・屋外で対応可能なスペース（防災ベンチ、釜戸等）
救護室 （保健室）	・救護活動等が可能な衛生的なスペース
隔離室 （感染者対策）	・体調不良者等が隔離でき、換気ができて冷暖房機能のあるスペース

4. 施設整備計画



4. 施設整備計画

4-1. 計画規模

1) 計画学級数

計画学級数は、14 学級（普通学級 12、特別支援学級 2）とします。

2) 補助基準面積

＜「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」より＞

施設名	基準面積	条件
校舎	4,976 m ²	多目的・少人数教室加算あり、積雪寒冷地補正なし
体育館	919 m ²	積雪寒冷地補正なし

3) 計画面積

地域拠点施設全体の計画面積は、6,363 m²を上限と設定します。この面積の中に、小学校機能、地域コミュニティ施設機能、学童保育所機能、を複合化させます。

＜補助金・交付金等の条件に基づく面積＞

補助金・交付金 名称	基準面積	条件									
公共施設等適正 管理推進事業債	6,363 m ²	複合化後の面積が複合前の既存施設の延床面積から10%以上削減 <table border="0"> <tr> <td>校舎</td><td>5,350 m²</td><td rowspan="4"> $\left. \begin{array}{l} 5,350 \text{ m}^2 \\ 1,003 \text{ m}^2 \\ 436 \text{ m}^2 \\ 282 \text{ m}^2 \end{array} \right\} 7,071 \text{ m}^2 \xrightarrow{10\% \text{ 減}} 6,363 \text{ m}^2$ </td></tr> <tr> <td>体育館</td><td>1,003 m²</td></tr> <tr> <td>和戸公民館</td><td>436 m²</td></tr> <tr> <td>学童保育所</td><td>282 m²</td></tr> </table>	校舎	5,350 m ²	$\left. \begin{array}{l} 5,350 \text{ m}^2 \\ 1,003 \text{ m}^2 \\ 436 \text{ m}^2 \\ 282 \text{ m}^2 \end{array} \right\} 7,071 \text{ m}^2 \xrightarrow{10\% \text{ 減}} 6,363 \text{ m}^2$	体育館	1,003 m ²	和戸公民館	436 m ²	学童保育所	282 m ²
校舎	5,350 m ²	$\left. \begin{array}{l} 5,350 \text{ m}^2 \\ 1,003 \text{ m}^2 \\ 436 \text{ m}^2 \\ 282 \text{ m}^2 \end{array} \right\} 7,071 \text{ m}^2 \xrightarrow{10\% \text{ 減}} 6,363 \text{ m}^2$									
体育館	1,003 m ²										
和戸公民館	436 m ²										
学童保育所	282 m ²										
学校施設環境 改善交付金	6,449 m ²	学校に従属して複合化される施設の既存延床面積から10%以上削減 <table border="0"> <tr> <td>校舎</td><td>4,976 m²（国庫補助基準面積に基づく）</td><td rowspan="4"> $\left. \begin{array}{l} 4,976 \text{ m}^2 \\ 1,003 \text{ m}^2 \\ 436 \text{ m}^2 \\ 282 \text{ m}^2 \end{array} \right\} 1,637 \text{ m}^2 \xrightarrow{10\% \text{ 減}} 1,473 \text{ m}^2 \left. \vphantom{\begin{array}{l} 4,976 \\ 1,003 \\ 436 \\ 282 \end{array}} \right\} 6,449 \text{ m}^2$ </td></tr> <tr> <td>体育館</td><td>1,003 m²</td></tr> <tr> <td>和戸公民館</td><td>436 m²</td></tr> <tr> <td>学童保育所</td><td>282 m²</td></tr> </table>	校舎	4,976 m ² （国庫補助基準面積に基づく）	$\left. \begin{array}{l} 4,976 \text{ m}^2 \\ 1,003 \text{ m}^2 \\ 436 \text{ m}^2 \\ 282 \text{ m}^2 \end{array} \right\} 1,637 \text{ m}^2 \xrightarrow{10\% \text{ 減}} 1,473 \text{ m}^2 \left. \vphantom{\begin{array}{l} 4,976 \\ 1,003 \\ 436 \\ 282 \end{array}} \right\} 6,449 \text{ m}^2$	体育館	1,003 m ²	和戸公民館	436 m ²	学童保育所	282 m ²
校舎	4,976 m ² （国庫補助基準面積に基づく）	$\left. \begin{array}{l} 4,976 \text{ m}^2 \\ 1,003 \text{ m}^2 \\ 436 \text{ m}^2 \\ 282 \text{ m}^2 \end{array} \right\} 1,637 \text{ m}^2 \xrightarrow{10\% \text{ 減}} 1,473 \text{ m}^2 \left. \vphantom{\begin{array}{l} 4,976 \\ 1,003 \\ 436 \\ 282 \end{array}} \right\} 6,449 \text{ m}^2$									
体育館	1,003 m ²										
和戸公民館	436 m ²										
学童保育所	282 m ²										

4-2. 想定する諸室とその面積

既存施設の状況や各種ワークショップの成果も踏まえ、必要な諸室と床面積について検討し、整理しました。共用部については、過去の公立小・中学校建設事例より、全体面積の40%程度としています。

また、以下のリストは基本計画段階の想定であり、確定したものではありません。今後設計を進めていく上で調整していきます。

○須賀小学校

- ・既存では図書室・閲覧室・PC室を統合して、図書室として整備。
- ・生活科室・多目的室の現状は物置として使われていることと、生活科の授業は低学年の普通教室にて行われていることから、専用室として設けない。
- ・外国語教室は普通教室か少人数教室での実施を検討。
- ・郷土資料室は専用室として設けるかスペースとして設けるか検討が必要。
- ・小会議室は会議室や公民館の洋室を利用することを見込んで、専用室を設けない。
- ・職員更衣室を新たに設ける。

○地域コミュニティ施設

- ・既存の洋室（大）を多目的ホールとして整備。
- ・和室と洋室（現、洋室（小））は既存の床面積と同程度で整備。

○かえで児童クラブ

- ・職員用の事務室・更衣室を整備。
- ・児童用の静養空間の整備を検討。（専用室を設けるか、スペースとするかは今後検討）

＜再整備後の諸室とその面積リスト（想定）＞

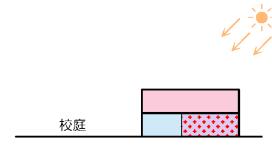
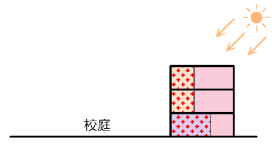
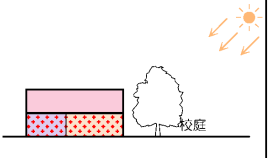
■基本計画（新設）							
	部屋 ＜想定＞	共有 室	室面積(m ²) ＜想定＞	室数	室面積小計 (m ²)	備考	
小学校	普通教室	普通教室（ワークスペースを含む）	88.00	12	1056.00	教室：64㎡、ワークスペース：24㎡	
		多目的教室（算数学習室）	64.00	2	128.00	外国語教室を兼ねる。	
	特別支援教室	特別支援教室	64.00	2	128.00		
	特別教室	図工室+準備室	○	128.00	1	128.00	教室：96㎡、準備室：32㎡
		音楽室+準備室	○	128.00	2	256.00	教室：96㎡、準備室：32㎡
		家庭科室+準備室	○	128.00	1	128.00	教室：96㎡、準備室：32㎡
		学校図書館（図書室）	○	256.00	1	256.00	
		理科室+準備室		128.00	1	128.00	教室：96㎡、準備室：32㎡
		生活科室		0.00	1	0.00	少人数教室を利用。生活科の授業を普通教室で実施？
		外国語教室（エルーム）		0.00	1	0.00	少人数教室を利用。
		多目的室		0.00	1	0.00	学校の会議室、または、地域側の多目的ホールを利用。
		郷土資料室		64.00	1	64.00	削減可能か？
	管理諸室	職員室（35人）		288.00	1	288.00	単位面積：8㎡/人
		校長室		32.00	1	32.00	
		会議室（35人）	○	128.00	1	128.00	単位面積：3㎡/人、多目的室を兼ねる。
		小会議室		0.00	1	0.00	地域側の洋室を利用。
		放送室		32.00	1	32.00	
		保健室		64.00	1	64.00	
		児童会室		64.00	1	64.00	
		教育相談室		32.00	1	32.00	
		PTA室・事務用品室	○	32.00	1	32.00	
		配膳室		96.00	1	96.00	
		教材室・エコルーム		32.00	2	64.00	
		備品室・食糧備蓄庫		32.00	1	32.00	
		職員更衣室		64.00	1	64.00	
		物置・倉庫		64.00	1	64.00	
		地域コミュニティ施設	洋室	○	32.00	1	32.00
	和室		○	96.00	1	96.00	
多目的ホール	○		192.00	1	192.00	旧洋室(大)。	
物置・倉庫			32.00	1	32.00		
事務室			32.00	1	32.00		
学童保育所	学童保育室（定員120人）	○	200.00	1	200.00	単位面積：1.65㎡/人	
	静養室		32.00	1	32.00		
	更衣室		32.00	1	32.00		
	事務室(13名)		32.00	1	32.00	単位面積：4㎡/人	
	物置・倉庫		64.00	1	64.00		
室面積 合計					4008.00		
共用部	廊下・階段・機械室等				1603.20	室面積の40%と仮定	
床面積					5611.20		
屋内体育館	屋内体育場（ステージ含む）				—		
	器具庫				—		
	トイレ・手洗い等				—		
	更衣室				—		
	エントランス				—		
床面積					800.00		
全体床面積					6411.20	面積限度（補助金）：6,363 ㎡	

※共有・共用部の設計上の工夫により、今後面積の削減を検討していく。

4-3. 配置計画とブロックプランの比較

1) 配置の比較検討

施設整備の前提条件と想定面積をもとに、ブロックプランによる配置計画を比較検討しました。最終的な配置計画については、設計段階において決定することになります。

プラン名/階数	南東配置型/2階建	南東配置型/3階建	北西配置型/2階建
平面イメージ 凡例  : 共有ゾーン  : 普通教室ゾーン  : 特別教室ゾーン  : 管理諸室ゾーン  : 公民館ゾーン  : 学童保育所ゾーン  : 体育館ゾーン			
断面イメージ			
① 児童の通学動線 主要アクセス(徒歩): 北西側道路	× 北西側道路から校舎までが遠い	× 北西側道路から校舎までが遠い	○ 北西側道路からアクセスしやすい
② 地域住民の動線 主要アクセス(徒歩・自転車): 北西側道路	○ 公民館機能の近くに駐車場を配置 △ 徒歩・自転車の利用者は敷地内で移動が必要	○ 公民館機能の近くに駐車場を配置 △ 徒歩・自転車の利用者は敷地内で移動が必要	○ 公民館機能の近くに駐車場を配置 ○ 徒歩・自転車の利用者がアクセスしやすい
③ 学童保育の動線	○ 敷地内で送迎対応できる △ 徒歩・自転車の利用者は敷地内で移動が必要	○ 敷地内で送迎対応できる △ 徒歩・自転車の利用者は敷地内で移動が必要	○ 敷地内で送迎対応できる ○ 徒歩・自転車の利用者がアクセスしやすい
④ 災害時の体育館への避難・物資搬入の動線	○ 体育館が駐車場に隣接し、災害時の対応がしやすい	○ 体育館が駐車場に隣接し、災害時の対応がしやすい	△ 体育館から駐車場が遠い
⑤ 冬期の北西風の影響	× 校舎と校庭に北西風 × 校庭の砂が校舎内に入り込む可能性が高い	× 校舎と校庭に北西風 × 校庭の砂が校舎内に入り込む可能性が高い	△ 校舎に北西風が直撃する
⑥ 校庭の確保	△ 整形で確保 雨天後の乾燥に時間がかかる	△ 整形で確保 雨天後の乾燥に時間がかかる	△ 整形で確保 学校開放スポーツも条件付きで対応可能
⑦ 仮設校舎の有無	○ 仮設校舎の建設は不要	○ 仮設校舎の建設は不要	× 仮設校舎を要する
⑧ 現中学校との関係	× 中学生の主要動線(北西側道路)から離れるため関係が希薄に	× 中学生の主要動線(北西側道路)から離れるため関係が希薄に	○ 北西側道路と中学校校庭から施設へ出入りしやすい
⑨ 校舎内の環境	× 南東に面し比較的日当たりはいいが、冬期は北西風が直撃する	× 南東に面し比較的日当たりはいいが、冬期は北西風が直撃する	× 南東に面し比較的日当たりはいいが、冬期は北西風が直撃する
⑩ 共有のしやすさ	○ セキュリティラインを設定しやすく、共有しやすい	× 共有室が3層にまたがり、上階は利用しにくい セキュリティラインが難しい	○ セキュリティラインを設定しやすく、共有しやすい
⑪ 校舎内の交流しやすさ	○ 2階の1フロアに6学年がまとまるため交流しやすい	△ 6学年が2フロアに分断	○ 2階の1フロアに6学年がまとまるため交流しやすい
⑫ カエデの木の扱い	× 新たにカエデの木を植樹する必要あり	× 新たにカエデの木を植樹する必要あり	△ カエデの木の存置の可能性がある

プラン名/階数	中庭型/2階建	北東配置型/2階建
平面イメージ 凡例 : 共有ゾーン : 普通教室ゾーン : 特別教室ゾーン : 管理諸室ゾーン : 公民館ゾーン : 学童保育所ゾーン : 体育館ゾーン		
断面イメージ		
① 児童の通学動線 主要アクセス(徒歩): 北西側道路	○ 北西側道路からアクセスしやすい	○ 北西側道路からアクセスしやすい
② 地域住民の動線 主要アクセス(徒歩・自転車): 北西側道路	○ 公民館機能の近くに駐車場を配置 △ 徒歩・自転車の利用者は敷地内で移動が必要	○ 公民館機能の近くに駐車場を配置 △ 徒歩・自転車の利用者は敷地内で移動が必要
③ 学童保育の動線	○ 敷地内で送迎対応できる △ 徒歩・自転車の利用者は敷地内で移動が必要	○ 敷地内で送迎対応できる △ 徒歩・自転車の利用者は敷地内で移動が必要
④ 災害時の体育館への避難・物資搬入の動線	○ 体育館が駐車場に隣接し、災害時の対応がしやすい	○ 体育館が駐車場に隣接し、災害時の対応がしやすい
⑤ 冬期の北西風の影響	× 校庭に北西風が当たる	× 校庭に北西風が当たる
⑥ 校庭の確保	△ 不整形ではあるが 必要な校庭の広さを確保 学校開放スポーツも 条件付きで対応可能	△ 不整形ではあるが 必要な校庭の広さを確保 学校開放スポーツも 条件付きで対応可能
⑦ 仮設校舎の有無	○ 仮設校舎の建設は不要	○ 仮設校舎の建設は不要
⑧ 現中学校との関係	○ 北西側道路と中学校校庭から施設へ出入りしやすい	○ 北西側道路と中学校校庭から施設へ出入りしやすい
⑨ 校舎内の環境	○ 日当たりがよく、風通しも良い	× 建物の奥行きが深く、日当たりと風通しが悪い
⑩ 共有のしやすさ	○ セキュリティラインを設定しやすく、共有しやすい	○ セキュリティラインを設定しやすく、共有しやすい
⑪ 校舎内の交流しやすさ	○ 2階の1フロアに6学年がまとまるため交流しやすい	○ 2階の1フロアに6学年がまとまるため交流しやすい
⑫ カエデの木の扱い	△ カエデの木の存置の可能性はある	× 新たにカエデの木を植樹する必要あり

4-4. 構造計画

- 地域拠点施設は避難所に指定されることから構造体の耐震グレードは「Ⅱ類（重要度係数 1.25）」として整備していきます。
- 下記比較表による比較検討から、木造を主体に検討を進め、諸室の必要面積や空間寸法などから適切な柱スパンを計画しコスト低減を図り、また教育環境の観点も踏まえた構造計画を行います。
- 温かみのある心地よい空間を創出するため、また、木材には冬期の乾燥を防止や調湿効果があることから、室内環境の向上を図るためにも内装木質化を積極的に検討します。

＜木造と RC 造の比較＞

構造種別	メリット	デメリット
木造	• 比較的工期が短い • 現場作業の省力化 • 軽量化（基礎工事費に影響） • 解体コストが安価 • 建設・製造時の CO₂ 排出量が少ない。 • 将来的に室の設えを変更しやすい • 林産地とのつながりができる • 校舎が体験学習の場となる • 室内温熱環境の向上（底冷え、上下温度差が少ない） • 利用者の疲労感の軽減 • 利用者の転倒時の安全性が高い	• 木材の劣化対策が必要 • シロアリ対策が必要 • 遮音性能向上の工夫が必要
RC造	• 学校建築として歴史が長く実績が多い • 建物の揺れが小さい • 複雑な建物の形状に対応可能 • 材料の確保が容易 • 遮音性能が高い	• 建物重量が大きい • 躯体工事が天候に左右されやすい • 将来的な職人不足の懸念（主に鉄筋・型枠工） • 気密性が高く結露しやすい • 解体コストが高い
その他	• 適切なメンテナンスを行った場合、躯体の耐用年数は同等。 • 躯体費は RC 造が比較的安価となるが、鉄筋や型枠の単価や材料調達が社会情勢に影響されやすい。また、仕上げ（主に外壁）を含めたコストは外壁仕様、建物形状によって異なる。	

4-5. 設備計画

- 安全性、信頼性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な設備を検討します。
- 空調設備は、屋内運動場を含めた各教室に導入するとともに、十分な換気性能を備えたものを検討します。
- 屋内運動場のような大空間の空調設備は、ランニングコストの低減に配慮した方式や機器の選定を検討します。

4-6. 環境計画

- 太陽光発電装置を設置するなど、SDGs を考慮した計画とします。
- 敷地内の緑化スペースは環境学習にも寄与できる計画とします。
- 建物でのエネルギー消費量を大きく減らすことのできる ZEB 基準の省エネ性能の確保を検討します。
- LCA(ライフサイクルアセスメント)の観点から、製造・建設段階のエネルギーが少なく、炭素固定が可能な木造・木質化を検討します。

4-7. 防犯・安全計画

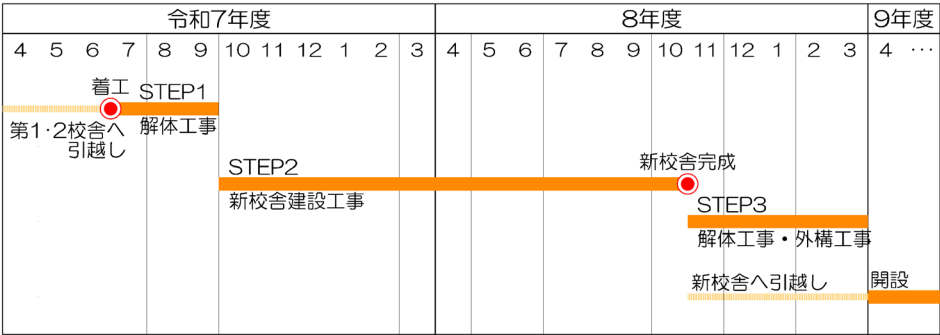
- 子どもたちの安全に配慮した平面計画を検討します。
- 歩車分離を図り利用者にとって安全な外部動線計画とします。
- 必要な箇所には防犯カメラなどの防犯対策を行うことを検討します。
- 特に、共有機能部分の利用者の入退出には顔認証システムを導入するなど、セキュリティ対策を検討します。
- 窓や吹抜け、階段などからの落下防止対策を行います。
- なるべく死角をつくらず、施設全体の見通しがよくなるように平面計画を検討します。

4-8. バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- 多様で多世代に渡る利用者にとって使いやすく、分かりやすい、優しい施設として整備していきます。

4-9. 整備スケジュール案

○仮設校舎なしの場合



○仮設校舎ありの場合



5. その他



5. その他

5-1. 事業手法の検討

1) 建設・所有・運営に関する手法

公共施設の建設・所有・運営にあたっては、公設公営（直営方式）、DBO 方式（公設民営）、PFI による民間委託、指定管理者制度の導入などが挙げられます。今後、管理・運営手法を検討します。

I. 公設公営（直営方式）

- ・従来型の公共施設の建設・所有・維持・管理・運営形態です。
- ・維持管理・運営を直営で行います。

II. DBO 方式（公設民営）

- ・公共施設の建設・運営にかかる資金は自治体がすべて調達した上で、民間事業者が公共施設の設計・建設及び維持管理・運営を包括的に委託します。

III. PFI による民間委託

- ・自治体と民間事業者（PFI 事業者）との業務契約に基づき、民間の資金やノウハウを生かし、公共施設の建設・維持管理・運営を行う方式です。
- ・主に BTO、BOT、BOO という 3 つの方式があります。施設の設計・建設段階は共通して民間が独自で資金調達を行って施設建設を行います。3 つの方式の違いは、施設の所有形態にあります。

＊BTO 方式：民間事業者が建設した公共施設を、建設後に自治体へ所有権を移転した上で、建設した事業者が維持管理・運営を行う方式

＊BOT 方式：民間事業者が建設した公共施設を民間が所有したまま維持管理・運営を行い、事業終了後に自治体に所有権を移転する方式

＊BOO 方式：民間事業者が建設し、所有権を保有したまま維持管理・運営を行う方式

- ・運営段階で 3 つの方式に大きな違いはなく、運営資金の調達方法に違いがあります。資金調達方法には、以下の 3 つの方法があります。

a) 独立採算型

PFI 事業者が運営を通じて対価を得て、それを運営資金に充てる

※施設利用料金は PFI 事業者の事業収益となる

b) サービス購入型：

自治体から PFI 事業者にあらかじめ定められたサービス購入費を支払う

※施設利用料金は PFI 事業者から自治体に収められる

c) 混合型

上記 a) と b) の混合型

- ・維持管理・運営のみ PFI 事業者に委託する O 方式（運営特化型 PFI）もあります。業務契約に基づいて民間事業者を選定するため、後述の指定管理者制度と異なり、長期運営を委託することができます。

※PFI 事業者だけでは自治体が行う事業を代行することはできません。

Ⅳ. コンセッション方式

- 自治体が民間事業者（PFI 事業者）に対して公共施設等運営権を付与することで、民間事業者が直接利用料金収入を収受できるようにする方式です。（PFI 法の改正（平成 23 年）に伴い可能に）
- 独立採算型で運営していくための資金調達の担保を提供する点で、一般的な独立採算型とは異なります。
- コンセッション方式では民間事業者が利用料金を自由に設定できるほか、運営権が譲渡できることから運営権に抵当権を設定し、金融機関等から資金調達（借入）を行うことができます。
- 指定管理者とは異なり、PFI 事業であることから長期運営を委託することができます。また、設置条例に縛られることはなく自由度の高い事業展開も可能となります。

Ⅴ. 指定管理者制度

- 地方自治体法に基づき、公共施設の維持管理・運営を民間事業者や NPO に委任する方法です。
- 地方自治体法の改正（平成 15 年）に伴い、これまで公共団体などに限られていた管理業務（施設利用の許可や施設利用料金収入の収受などを含めた包括的な業務）を民間に委任できるようになりました。
 - ※施設利用料金収入は、指定管理者制度導入の際に定められる設置条例にて決められており、民間事業者の裁量はありません。
 - ※施設利用料金収入の収受は、仕様書・協定書によります。
- 指定管理者制度の導入にあたっては、対象となる公共施設の設置条例が必要となります。その上で、管理基準や業務範囲を定め、要求仕様を示した上で公募する必要があります。さらに、最終的には自治体の議会の議決が必要です。
- 地方自治体では指定管理者の指定期間は明記されていませんが、3～5 年程度という短期間が通例となっています。
- 業務範囲は指定管理者の方が PFI 事業者よりも広いです、そのため、PFI 事業者を指定管理者に選定し、両制度を併用しているケースも少なくありません。
 - ※PFI 事業者を指定管理者に選定する場合は、PFI 事業者を指定する旨を条例で定めることができます。

2) 維持管理・運営に関する手法の検討

①各手法のメリット・デメリット

A. 公設公営（直営方式）

○メリット

- ・行政の所管部門が直接管理運営を行うため、政策方針を反映しやすく、変更にも対応しやすい。

○デメリット

- ・職員の雇用が行政の規定に従うため、専門的なスキルを持つ職員を配置しにくい。
- ・ライフサイクルコストの増大に合わせ、修繕費を見込む必要がある。

（備考）・事業企画等、一部を民間に委託するケースもある。

- ・嘱託職員等の雇用上の工夫や、市民参画運営組織の設置による市民の登用も可能になる。

B. 独立採算型 PFI

○メリット

- ・自治体が負担する必要がない。
- ・運営にあたってのリスクは民間事業者が負担する。

○デメリット

- ・施設の運営によって収益が得られ、採算性が見込める必要があり、適用範囲が限られる。
- ・収益が落ちれば破綻する可能性もあるため、資本金・信用力がない事業者は参入が難しい。

（備考）・独立採算型の事例は少ない。

- ・収益施設を併設する必要がある。利用料金収入を収受するためには、指定管理者制度やコンセッション方式の併用が必要になる。

C. サービス購入型 PFI

○メリット

- ・自治体が維持管理・運営に関する費用を負担するため、利用料金が発生しない施設でも適用できる。
- ・サービス水準や評価に応じて自治体から支払われる費用を変動させれば、事業者の努力を促すことができる。

○デメリット

- ・民間事業者にとってはコスト負担がなく、契約見直しのタイミングがないため競争原理が働きにくく、サービスの質が低下する恐れがある。
- ・維持管理・運営にかかる自治体負担の軽減にはつながりにくい。

D. 混合型 PFI

○メリット

- ・独立採算型よりもリスクが少なく、民間事業者にコスト・リスクを転化できる。

○デメリット

- ・自治体負担の割合が多くなる場合は、達成される VFM が少なくなり、得るべき効果が得られなくなる。

E. コンセッション方式

○メリット

- ・施設利用料金の収受ができる。
- ・開館方針や利用料金体系の自由度が高い。
- ・PFI 事業であるため、長期間の委託が可能となる。
- ・運営権を抵当権とした資金調達も可能となる。

○デメリット

- ・収益が落ちた場合には事業破たんする可能性もあり、運営と資金調達の両面で資本力・信用力のある事業者でないと請け負えない。
 - ・国内では空港や高速道路などの収益性の高い施設に適用されているが、文教施設やコミュニティ施設の例はほとんどない。
- (備考)・文教施設では国立女性教育会館が独立採算性でコンセッション方式を取り入れている唯一の事例となる。ただし、宿泊棟・研修棟などの MICE 的な施設のみを委託している。

F. 指定管理者

○メリット

- ・民間事業者が施設の使用許可など、行政行為による業務を行うことができる。
- ・利用料金収入を収受することができる。
- ・委託の際の競争によって管理運営コストが削減される。
- ・比較的柔軟に委託事業者を選定できる。

○デメリット

- ・構想・設計プロセスと運営フェースで事業者が異なるため かつ自治体内も開館前後で管轄が異なるため、事業目的が共有しにくい。
 - ・委託期間が短いため長期的な視野に立った運営がしにくい。
 - ・運用条件が条例で定められるため、開館方針や利用料金体系などのサービス面で民間事業者の独自性は出しにくい。
- (備考)・指定管理料が 0 円 (独立採算型) の事例もあり、自治体のコスト負担は委託仕様によって抑制することができる。

②各手法の比較と須賀小学校地域拠点施設整備事業への適用可能性

上記、6 つの手法を中心に比較し、須賀小学校地域拠点施設整備事業への適応について検討します。

5-2. 補助金・交付金

町の厳しい財政状況および昨今の建設費高騰を鑑みて、国、県及び一般財団等の補助金や交付金などを最大限活用していきます。あわせて、イニシャルコストの削減と年度間における財政負担の平準化を行うために、地方債の借り入れも行っていきます。

＜検討中の補助金・交付金等の一覧＞

補助金・交付金名称	内容
学校施設環境改善交付金	文部科学省が実施している補助金で、耐力度調査により一定の水準以下の耐力度である建築物について、その改築に要する経費の一部を補助し、教育環境の改善を図るもの。
放課後児童健全育成事業費等補助金	厚生労働省が実施している補助金で、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や週末等に安心して生活できる居場所を確保することを目的とした事業に必要な費用の補助を行っている。
公共施設等適正管理推進事業債	公共施設等総合管理計画に基づいて実施される公共施設の集約化・複合化事業等に活用可能な地方債。 元利償還金に対しての交付税措置があり、財政上のメリットも大きい。

5-3. コスト削減の方策

1) 施設整備

- 建物重量の軽量化や低層として、イニシャルコストの削減を検討します。
- できる限り汎用材や規格材を用いて、スパンの均質化を図り、材料のコスト削減を検討します。
- 設備機器の更新や改修をしやすいするために設備機器の設置方法の工夫を検討します。
- LED 照明や昼光センサー／人感センサー付照明の導入を検討しランニングコストの削減を図ります。

2) 維持管理

- 庇を設け、雨掛りを少なくして、外壁の劣化防止とともに防汚性能や室内温熱環境の向上を図るなどを検討します。
- 外壁の汚れ防止に配慮して、自浄作用のある塗材を用いることを検討します。

5-4. 概算工事費

地域拠点施設の概算工事費（解体工事費や付帯工事費は含まず）は以下の金額を見込んでいますが、基本設計以降も引き続き検討し、詳細な金額を公表することとします。

校舎棟 W 造 2 階建て 延べ 5,500 m ²		
項目	金額	備考
直接工事費	2,255,000,000	410,000 円/m ²
共通仮設費	112,750,000	5.00%(参考値)
諸経費	355,162,500	15.00%(参考値)
工事価格	2,722,912,500	千円切り捨て
消費税相当額	272,291,250	税率 10.00%
工事費	2,995,203,750	

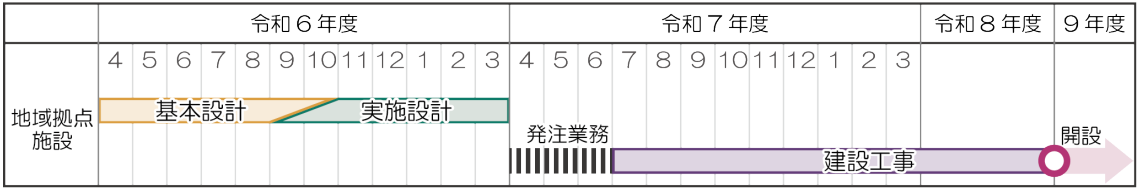
屋内体育館棟 W 造+RC 造 2 階建て 延べ 800 m ²		
項目	金額	備考
直接工事費	368,000,000	460,000 円/m ²
共通仮設費	18,400,000	5.00%(参考値)
諸経費	57,960,000	15.00%(参考値)
工事価格	444,360,000	千円切り捨て
消費税相当額	44,436,000	税率 10.00%
工事費	488,796,000	

外構工事 グラウンド、駐車場、遊具、倉庫他 整備面積 延べ 11,400 m ²		
項目	金額	備考
直接工事費	193,800,000	17,000 円/m ²
共通仮設費	9,690,000	5.00%(参考値)
諸経費	30,523,500	15.00%(参考値)
工事価格	234,013,500	千円切り捨て
消費税相当額	23,401,350	税率 10.00%
工事費	257,414,850	

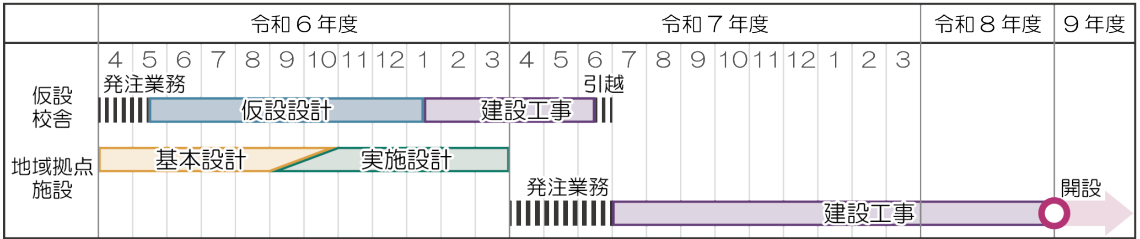
5-5. 事業スケジュール

基本計画に引き続き、令和 6 年度から基本設計・実施設計、令和 7・8 年度に建設工事を実施することを目指します。開設は令和 9 年度 4 月を予定しています。

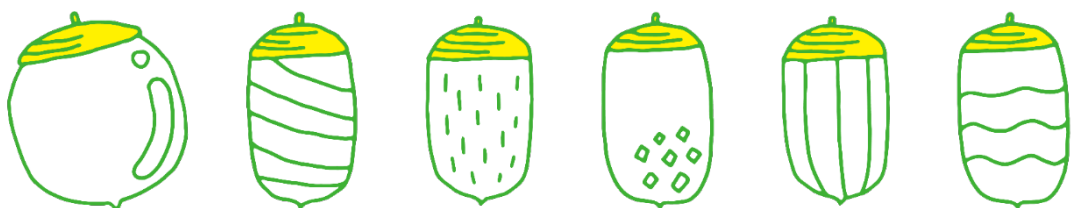
＜事業スケジュール（仮設校舎なしの場合）＞



＜事業スケジュール（仮設校舎ありの場合）＞



6. 設計にあたっての留意事項



6. 設計にあたっての留意事項

基本設計における留意点は、以下の通りです。

1) 財政的に無理のない持続可能な施設整備

基本計画段階では、施設のボリュームによる概算工事費の目安を示しました。しかし、基本設計・実施設計を通して詳細な設計を進めてからでなければ、適切なコストを計算することは難しいです。引き続き調整を図りながら検討していきます。

2) 必要諸室と面積、動線の整理

基本設計以降で検討していく中で利用者の使いやすさを検討しながら、さらに整理していく必要があります。

3) 共有機能の詳細検討

共有機能の部分のつくり方やつながり方の詳細をさらに検討する必要があります。

4) 中学校との関係

隣接する中学校との今後のつながり、関わり方について検討する必要があります。

5) 駐車場用地の確保

学校敷地及び小学校体育館取壊し予定地において、50 台程度の駐車スペースの確保を検討していきます。

6) かえでの木の扱い

出来れば残すことが望ましいです。ただし、須賀小学校は 60 年以上先の未来に渡って使われることになるため、子どもたちや地域の方にとって最適な施設や校舎等の配置があれば、施設配置を優先させます。また、全国的に学校内の高木による事故の報告もあることから、施設に隣接する場合には、倒木や枝の落下の危険性、落ち葉や将来の成長などによる施設への影響を熟慮して存続を検討する必要があります。

7) 共有機能部分（フリースペース等）の運営方法の検討

地域拠点施設の開設後に共有機能の部分をどのように運営・管理していくのか具体的に検討していく必要があります。

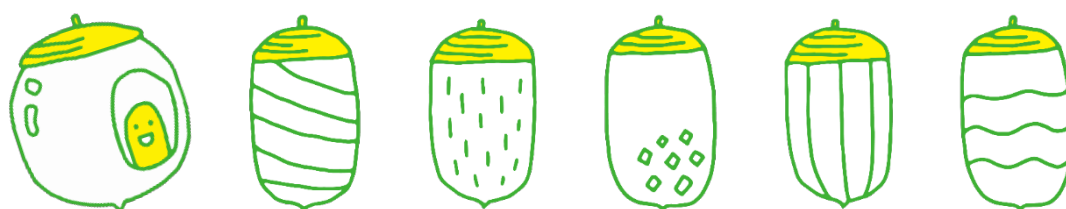
8) 地区コミュニティセンターの機能や運営方法の検討

地区コミュニティセンターの機能や運営方法について、具体的に検討していく必要があります。

9) 地域コーディネーターの発掘

活動を生みつなげるために、地域のコーディネーターの存在が重要になるため、人材発掘を推進していく必要があります。

7. 付録



7. 付録

7-1. 各種ワークショップ・ヒアリングのまとめ

○住民ヒアリング

まずは地域リサーチをするため、町内のことに詳しい方や積極的に活動をされている方などにお声がけして、お話を伺っていきました。住民ヒアリングをしていく中で、主体的に活動する方や、町のことを大切に想う方が多くいることが分かりました。そして、まだまだ町には高いポテンシャルを秘めた方も居そうだということが段々と分かってきました。

- ・実施日時：第1回 2023年8月9日（水）～8月11日（金）
第2回 2023年8月28日（月）～8月30日（水）
第3回 2023年9月10日（日）
- ・参加者：38名



施設について

- 環境がよくて開放的な入りやすい学校にしてほしいけどセキュリティも気になる
- 地域拠点施設へのアクセスがよくなるといいな
- 小学校の隣にいる中学校の生徒も使えるような施設になるといいかも
- 雨が降っても使える半屋外エリア
- 思春期の中学生の時に、須賀小を歩いて体育館に行くのが恥ずかしい時もあった
- 夏はかえでの木陰が気持ちよかった
- かえでの根でグラウンドががたがたしていた思い出
- 図書室が暗かった思い出がある、明るい図書室になるといいな
- 目を引くような小学校になるといいな
- 開放的で風通しのよい心理的にもよい環境の学校に
- 子どもが落ち着ける場所
- 学童保育所の子どもも図書室の本を気軽に読めるようになるといい
- 緑が豊かにあって、寝転がったり木登りしたりできるような自然環境
- 簡単で気軽に使えるロビーやホワイエのようなスペース
- 宮代町の情報が分かりやすく知れる場所
- 子育て中の親子と触れ合える場所
- 福祉の理解が深まる場所
- 図書室の充実（子どものオアシス）
- 明るくてきれいなトイレ

学びの場

- 子どもたちが町に飛び出して、町を使って学べるようになるといい
- 子どもたちが調べてつくる郷土資料的なスペースがあるとよさそう

交流

- 保育園から小学校、中学校へと15年ほど幼馴染と一緒に過ごす環境が続くといいな
- 須賀小は子どもの数が少ないから、人間関係が固定化しやすい、新しい施設で多様な人間関係がつけるとよさそう
- 親や知り合いが学校に集まって会える環境に（子どもたちは恥ずかしがってでも喜ぶ子も多いと思う）
- 様々な年齢、異なる成長段階にいる、あらゆる子どもたちが集まりやすい場所

あるといい機能

- 町をよくしたいと思うやる気ある小さなコミュニティはたくさんあるから、それらをまとめる役がいれば
- 素人でも一歩踏み出せる場所
- 自由に人が行き来できる仕組み（オンデマンド（乗合い）タクシーなど）

○公開シンポジウム「どんぐりとピアノ はじまり、はじまり会議」

これまでの地域リサーチと、小学校に残るエピソードを踏まえて、この事業について話し合っていくワークショップ名を「どんぐりとピアノ はじまり、はじまり会議」（通称：どんピ）と名付けました。地域にある資源（どんぐり）を参加者の皆で探し、新しい施設の未来（ピアノ）を考えていく話し合いの場（ワークショップ）となるように想いを込めています。

そのキックオフとして、公開シンポジウムを開催し、地域住民へ事業内容の周知を図りました。あわせて、学校と地域施設が複合化した県外の 2 事例についての紹介を行い、事業内容の具体的なイメージを持ってもらう機会としました。

- ・プログラム：・プロジェクト概要説明
 - ・事例紹介①（愛知県 新城市立作手小学校）
 - ・事例紹介②（北海道 安平町立早来学園）
 - ・有識者クロストーク
 - ・ミニワークショップ「これからの学校って、どんな場がいいだろう…」
- ・実施日時：2023 年 9 月 23 日（土）13:00～16:30
- ・参加者：50 名



学びの場

- 大人（親、地域住民）と子ども（児童、生徒、未就学児）が共に学び遊べる場所になるといい（学び直しの場）
- 大人、子ども、高齢者、障がい者の誰でも来て得意なことを教え合い、考えて学べる学校
- 世界の中で生き抜ける力を養う学校（知識だけでなく体験を通じて生きる力を身につける）
- 部屋にとらわれず、地域の場が教室になって、学校が地域ににじみ出すような場所（みんなで畑で特産物を育てたり、フェンスで囲わず道が学校の中にそのまま食い込んでいたり）
- 世の中の仕組みを実践するところ
- 個人の興味や好きなことを延ばせる場
- 世界で競える個人を育てる
- 自分が 80 歳になったときも勉強できる学校
- 学生が自分で考えて勉強をする場所
- 年寄りと学生が同じ場所で勉強できる学校
- 学校は地域の財産
- ワクワクする未来をつくれる場所
- 歴史を学べるところ
- 社会の縮図みたいな場所
- デジタルとアナログ（昔ながらの技術）のどちらも学べる場所

交流の場

- 学校を媒体に新旧一体のコミュニティ
- みんながまじりあう共創の一步
- 敷居が低い場所
- 家族以外の誰かに話を聞いてもらったり、子ども目線や大人目線で意見を言い合いたい
- 大人も子どもも対等である学校
- 人情味のある学校
- 屋内外を問わずみんなで遊べる空間
- 町で働いている人や町で作られているものを知れる場所、出会える場所
- 学校を家にする（家族みんなで学校にいて、家は夜にかえって寝るだけ）
- 「機会」と「出会い」にあふれている場所

居場所

- これからもずっと帰ってこられる場所
- いつでも気軽に年齢に関係なく誰でも立ち寄れる場所
- 楽しく一日を過ごせる場所
- リビングルームのような場所
- 子どもが学校に行きたいと思える楽しみが多くある場所
- 行っても行かなくてもいいところ
- 居心地の良い場所
- 自由に話せる雰囲気、誰でも使える規制のない環境
- 年齢を問わずみんなで集まれる場所

支え合う場

- 自分の考えを主張できて、まわりの人がサポートしてくれるような心理的な安全性が高い場所
- 自分の関心があるコトやモノを手助けしてくれる場所
- したいことの背中を押してもらえる場所
- 友達の輪づくりができる場所
- 心のよりどころ

○地域ワークショップ「どんぐりとピアノ はじまり、はじまり会議」(全3回)

基本計画の策定にあたり、地域住民や関係者等に事業への理解や関心を深めてもらうとともに、地域拠点施設に関するアイデアや意見等を話し合いました。また、話し合いを通じて、新たなつながりや活動のタネを生み出すことを目的として、全3回のワークショップを実施しました。

◇第1回 ミライの小学校で、何する?何する?

“自分のどんぐり(資源)”と“地域のどんぐり(資源)”を書き出して、それらをもとに“新しいピアノ(未来の活動や場)”をつくっていくことを考え、その結果「新しい施設での活動」の可能性を探りました。

- ・プログラム：
 - ・シンポジウムのふりかえり
 - ・自己紹介(俺の求人票を作成・共有)
 - ・ワーク①「それぞれの「どんぐりとピアノ」をつくろう！」
 - ・ワーク②「Yes, and ゲーム」
 - ・ワーク③「「どんぐりとピアノ」を共有しよう」
- ・実施日時：2023年10月21日(土) 14:00~16:30
- ・参加者：62名



わたしのどんぐり/地域のどんぐり	⇒ 新しいピアノ（開設 5 年後のミライ）
------------------	-----------------------

- | | |
|-----------------------------|---|
| • DIY をやりたいが工具を揃えるのが大変 | ⇒ 子どもが自ら知恵を出して何かをつくり出せるような場所がある |
| • 子ども同士でも世代間でも学び合いたい | ⇒ 異年齢（子どもも大人も）で好きなことを学べるスモールスクール（週 1 短時間） |
| • 獅子舞を復活したい | ⇒ 内容を知っている高齢者がいるといい |
| • 和戸駅前の花壇に咲く花がきれい | ⇒ みんなで育てる花壇、いつも花が咲いている |
| • 一緒に料理をしたりレシピを教えてもらう場所がほしい | ⇒ 町に眠る人材から学べる場所がほしい |
| • 英会話をしたい | ⇒ 宮代町在住の外国籍の方によるコミュニティガイドの育成（外国人向けも含めて）
国際コミュニケーションが取れる場所 |
| • 3 歳の子と太鼓を叩きたい | ⇒ 音を思いっきり出せる場所で太鼓を叩きたい |
| • 子どもの遊び場がほしい（リアルな場） | ⇒ プレーパークがあるといい
木を組んだり、ロープをつなげたり、焚火をしたり、ギターを弾いてくれたり、泥の山、穴掘り |
| • 新しいことをしたり、考えたりすることが好き | ⇒ 何か商品をつくって販売する授業がある |
| • シロップづくりが楽しい | ⇒ 得意料理を持ち寄ったビュッフェ
ものをあげますもらいます掲示板 |
| • おしゃれやメイクが楽しい | ⇒ 自分の得意なものを教える会 |
| • 日陰があって、思いっきり遊べる公園がない | ⇒ 木陰などの暑さ対策がたくさんあるといい |
| • 家具が好き、ものづくりが好き | ⇒ 子どもでも簡単に家具がつくれる子ども工作室 |
| • おいしいお酒が好き、一日の締めはお酒 | ⇒ 仕事帰りにちょっと飲める場所、気軽なビアバー |
| • 息子の知的好奇心や心を許せる友人 | ⇒ 学年や学校で閉じずに子どもも大人も出会う環境 |
| • 障がい児の理解をしてあげたい | ⇒ 働く場所があり、認知が広がったらいい |
| • 野外活動が好き | ⇒ 学校でキャンプできる機会がある |
| • 楽器を演奏したいけど家で音を出せない | ⇒ ドラムセットやアンプが常設されているスタジオ |
| • ゲームが好き | ⇒ 学校の中にゲーセン
（知育になるものだとか親も安心） |
| • スケッチに行きたい | ⇒ 絵になる場所をリストアップして共有できる |
| • 日本の手仕事に興味がある | ⇒ 町民の家庭科室（梅干しや味噌づくり、季節の手仕事をみんなで） |
| • 林が好き | ⇒ 校内に林が欲しい、週 1 回林の中で給食を食べる |
| • ママたちや、運動不足な人たちと楽しく動いてみたい | ⇒ 草刈りイベントと農を掛け合わせ
刈った草も活用できたらいいな |

◇第2回 ワクワクする場所、どんなの？どんなの？

「新しい施設での活動」の可能性を具体的な「場」や「空間」に落とし込んでいくために、9つのテーマ（図書・音楽・図工・家庭科・保健・校庭・学童・多目的ホール・フリースペース）を設定して話し合いました。少しずつ学校と地域が歩み寄り、共有できそうな場所について考えていきました。

- ・プログラム：・前回のふりかえり
・ワーク「9つのテーマに分かれて話し合おう！」
- ・実施日時：2023年11月11日（土）14:00～16:30
- ・参加者：50名



図書

- ・地域の人の選書コーナー
- ・本の後ろに一行感想カード
- ・子どもの古本をリサイクル、地域へ循環
- ・トークイベント（職業を知るきっかけ）
- ・本以外のことも質問できるエリア
- ・「今日は私が〇〇先生」コーナー
- ・グリッドで読み聞かせライブ
- ・地域の方のお手製絵本を展示
- ・本を持ち出してピクニック
- ・にぎやかにしてもいい本のスペース、遊びと集中の共存

音楽

- ・どんぐりピアノの演奏、ディスプレイ
- ・地域に眠っている楽器の持ち寄り
- ・ドラムやアンプが常設の防音スタジオ
- ・屋外のオープンステージ
- ・学校のチャイムを変える
- ・星空コンサート
- ・先生バンドの結成

図工

- ・道具のシェア、廃材のシェア
- ・材料ハンティングの日がある
- ・季節毎にものづくりワークショップ
- ・剪定後の枝葉でリースづくり
- ・作ってほしいもののリクエストボード
- ・日工大生によるPC修理、レクチャー
- ・町内のアーティストとコラボ
- ・卒業生の記念品づくり
- ・技術の伝承、発表の機会

家庭科

- ・世代、性別に関係ない料理教室
- ・かまどベンチで料理体験（防災）
- ・郷土料理から他の地域を知る
- ・生ごみをコンポストにして花壇の肥料
- ・家庭科室と図工室を行き来しやすく（作った家具で料理を食べる）
- ・子どもの洋服をアップサイクル

保健

- ・悩みに応じた本を紹介
- ・保健室ではない保健スペース
- ・学校の中の逃げ場所、心の避難場所
- ・気持ちを落ち着ける場所
- ・お昼寝できる場所、頭を休める場所
- ・ざっくばらんに相談できる場所
- ・健康づくり、運動スペース

校庭

- ・プレーパーク（穴を掘って、水を流せて、火も使える自由な場所）
- ・木登り、クライミング、ボルダリング
- ・屋外調理キャンプ（防災活動にもなる）
- ・かまどベンチやマンホールトイレ
- ・屋上で星空観察
- ・大人も楽しめて本気で遊べる場所
- ・夏にはかえでを囲んで盆踊り
- ・雨が降っても走り回って遊べるスペース

学童保育

- ・学童に事務室があると日中貸出せるかも（ママ友会、子育てサロンなど）
- ・学童保育所の一時的な利用ができるとうさそう
- ・地域の人に知識や技術を教えてもらえる
- ・ご近所さんの見守りの中で散歩や買い物

多目的スペース

- ・調理室が近くにあるイベントと併用
- ・大人数や少人数の活動に対応できるようにスペースを区切れる

フリースペース

- ・誰でも来られてずっといられる場所
- ・移動式の間仕切りで空間の大小をつくる
- ・地域の情報を発信するスペース
- ・子どもたちに教えてくれる人をマッチングする場所
- ・出店者が日替わりのカフェ
- ・セキュリティで守るところは会員制

◇第3回 建築家さんの考え、聞かせて、聞かせて

これまでの話し合いを踏まえて、地域拠点施設の諸室関係や諸室のゾーニング・配置などの提案内容を紹介しました。さらにワークの時間には、新しい施設を使っていく地域住民の目線で、部屋同士の関係やスペースについて話し合い、意見交換を行いました。

地域住民の他に、須賀小学校の教職員の方や須賀小学校の児童からも数名の参加があり、地域住民からの意見に加えて、実際の学校生活を考えた意見も交えながら話し合うことができました。

- ・プログラム：・前回のふりかえり
 - ・建築家の考え、聞かせて、聞かせて
 - ・ワーク「8つのテーマに分かれて話し合おう！」
- ・実施日時：2023年12月16日（土）14:00～16:30
- ・参加者：56名



図書室

- ・施設内のどこでも本が読める
- ・特別教室に関係する本が近くにある
- ・縁側で食事をしつつ読書
- ・自由に楽器を試せる、音楽を視聴できる
- ・点字や外国語に対応
- ・色々な高さの椅子がある（多世代に対応）

音楽室

- ・1ヶ所でも防音の場所
- ・段階的な防音と開放
- ・フリースペースに開く音楽室
- ・人が通るとBGMが流れる
- ・音楽室で演奏している様子が見えるように防音のガラス張り
- ・どんぐりピアノを置く場所
- ・いいスピーカーや音響設備の充実
- ・ウッドデッキステージ

図工室

- ・工具を使った実例作品を展示
- ・展示物は分散配置で施設に統一感
- ・大きい紙を広げて絵を描けるスペース
- ・特別教室の活動が吹抜け越しに見えたら楽しそう
- ・特別教室が職員室寄りだと使いやすい
- ・きれいに分別しやすい廃材棚

家庭科室

- ・調理と被服は衛生面のために分ける（被服と図工は同じ場所で作業）
- ・自由にミシンが使える
- ・かまどベンチ（防災）
- ・子どもも大人も両方使いやすい家具がいいけど、大きすぎないもので柔軟な対応も必要
- ・夏休みに家庭科室を使って調理できるとよい

学童保育所

- ・学童保育所に通っていない子も利用できるスペース
- ・学童保育所と地域施設は近い方が交流しやすい
- ・学童保育所に通いながら習い事ができる
- ・地域のロビーで迎えの保護者が待つ
- ・見通しよくつくって見守りやすく
- ・ピオトープを学童保育所の子どもが管理
- ・家庭科室が近くにあったら地域のボランティアの方におやつをつくってもらえる

地域施設

- ・ガラス張りで活動の様子が見える
- ・多目的ホールは外とフラットな感じでつなげる
- ・プロジェクターが使える大きな白い壁
- ・ホールに畳を敷いたりしまえたり
- ・駐車場から近い方がいい
- ・部屋を分割できる（災害時にも避難所を分けられる）
- ・畳の部屋だと座れない（広い洋室に椅子の方がよいかも）

建築家に挑戦

- ・低学年の教室は1階に
- ・給食の配膳動線（給食時間の確保）
- ・小さな子どもと遊べるスペース
- ・かえでの木の下で休憩するスペース
- ・学童保育所は駐車場に近い方がよい
- ・夏は涼しく冬は暖かい設計に
- ・音楽室を小ホールのように
- ・中学校側からのエントランスも
- ・家庭科室の近くに菜園デッキ
- ・特別教室はよく使う学年の近くに

その他

- ・天候を気にせずに使える空間
- ・モルックができる場所

○議員ワークショップ

議員の方々から新しい地域拠点施設について、ご意見をいただく場を設けました。さらに、新しい地域拠点施設でどのような活動が生まれるとよいかについても話し合いました。

- ・プログラム：
 - ・事例紹介（愛知県 新城市立作手小学校）
 - ・シンポジウムの報告
 - ・ワーク①「事業に期待すること・不安に思っていること」
 - ・ワーク②「地域住民のこんな活動があるといい…」
- ・実施日時：第1回：2023年10月5日（木）10:30～12:30
第2回：2023年10月19日（木）14:00～16:00
※同内容で2回に分けて実施
- ・参加者：11名（第1回4名、第2回7名）



●期待すること ●不安なこと

施設全体

- 先端技術の導入
- 須賀・和戸の新たなシンボルに
- 使い勝手がよくなる
- 大人と子どもが一緒に使う
(調理台などの家具の大きさ)

小学校

- 卒業にした後も集まれる場所
- 明るい校舎
- 明るい図書室
- みんなが使える図書室
- きれいなトイレ
- 広い校庭
- 使いやすい校庭
- 児童数が減少した場合の空き教室の活用
- 将来に改造できるような対応
- 大通りに面して校門を
- バスの寄り付き、ロータリー
- かえでとかやの木の今後

地域コミュニティ施設

- 地域活動の拠点
- 一時的ではない継続的な活動が生まれる
場となること
- 気軽に飲食できるスペース
- 地域のつながりの活性化

防犯・セキュリティ

- 不審者対応をどうする

交流

- 子どもと地域の交流
- 人間関係が豊かになる
- 地域の人顔が分かるようになるのでは
- 地域の一体感を生み出せると
- 年齢の枠を越えた交流
- 子どもがのびのびできるか

敷地

- 狭い敷地の中でどう作れるか
- 敷地が狭い

駐車場

- 駐車場のスペース

コスト

- 公共施設の集約化
- 財源、予算
- 維持費

防災

-
- 災害時の機能性
- 風水害による浸水
- 災害時の車両進入
- 避難スペース

中学校

- 小学校と中学校の連携
- 中学校敷地の今後

期待する活動

- ・子どもと地域の合唱祭
- ・須賀小マルシェ
- ・子どものイベントを見学できる
- ・映画会
- ・国際交流イベント
- ・地域のイベント拠点
- ・地域の運動会
- ・子どもたちのキャンプ体験
- ・子どものプレイパーク
- ・子ども食堂
- ・世界の料理を味わう
- ・歌や楽器の小さな発表の場
- ・地域と児童の学び合い(語学、趣味、農業)
- ・誰もの居場所
- ・地域サロン

○教職員ワークショップ

小学校と地域施設が複合化するにあたって、教育のプロの視点で、児童の教育環境のこと、学校運営のことについて意見交換を行いました。また、学校側の視点から新しい地域拠点施設の可能性を話し合うために教職員ワークショップを実施しました。

◇第1回

- ・プログラム：ワーク「事業に期待すること・不安に思っていること」
- ・実施日時：2023年11月16日（木）15:45～16:30
- ・参加者：20名

◇第2回

- ・プログラム：ワーク「5つのテーマに分かれて話し合おう！」
- ・実施日時：2023年11月30日（木）15:45～16:30
- ・参加者：16名

◇第3回

- ・プログラム：ワーク「基本計画原案について気になるところ」
- ・実施日時：2024年1月23日（火）15:45～16:45
- ・参加者：18名



◇第1回 教職員ワークショップ

校舎

- 明るく開放的な学習環境
- 学年や学級で集まれる場所
- 広い廊下や各学年用のオープンスペース
- 図書の実、広々とした図書室
- 空間の柔軟性
- 広くて使いやすい軽運動スペース
- きれいなトイレ
- 準備室の実
- 機能的な校舎
- 学習しやすく移動しやすい構造・動線
- 広い職員室
- バリアフリー
- オンライン会議用のスペース
- 保護者の送り迎えロータリー
- 四季の変化や自然を感じられる学校
- 調理用と被服用で分れた家庭科室
- ランドセルロッカーなどの収納にゆとり
- 建物内の動線
- 複合化により学習環境へ悪影響がないか
- 部屋やスペースを地域と共有すると自由に使えなくなるのか
- 急な予定変更により地域に迷惑をかける可能性があるそう

校庭

- 広い校庭と豊富な遊具
- 外周のマラソンコース
- 校庭が狭くならないか

共有のしくみ

- 特別教科の時間割との兼ね合い
- 学校と地域の場所の分け方
- 責任の所在をどこにするのか

管理・運営

- 共有して使えるものが増える
- 図工などの材料提供（地域で不要なもの）
- 地域の方の力をかりて環境整備
- 備品管理や管理区分

● 期待すること ● 不安なこと

交流

- 異年齢交流の増加
- 多様な人と関わる機会
- 休み時間の充実（ワークショップに参加）
- 学校と地域の良好な関係
- 開かれた学校づくり
- 地域行事に参加しやすい
- 須賀小に通いたい児童が増える
- 地域ボランティアの実（知識・技術）
- 給食を食べられるカフェ
- あいさつが気軽に飛び交う雰囲気づくり
- 子どもの成長を放課後も卒業後も見守ることができる
- 学校と地域の連携

防犯・セキュリティ

- 地域の方の協力で安全が図れる環境
- 教職員の負担が増えそう
- 子どもと教職員のプライバシー
- 不特定多数の人との交流、出入り
- 休日利用時のセキュリティ
- 不審者やトラブルへの対応

教育

- 外国語教育の実
- 掲示や展示を意識した掲示物や作品制作
- 社会に開かれた教育課程

ICT

- 最新のICT環境
- あらゆるものの電子化
- 新しいテクノロジーへの対応

駐車場

- 狭くならないか

建設工事

- 工事中の授業への影響（騒音・振動）
- 建替え中の運動スペースの確保
- 引越し

◇第2回 教職員ワークショップ

音楽

- ・音楽ホール
- ・地域のサロン
- ・ジャズやクラシックのコンサートが聴ける
- ・屋外ステージ
- ・実技演習や発表ができるミニステージ
- ・ダンスができるスペース
- ・演奏や演奏を聴き直せる録音設備
- ・ヘッドフォンで好きな音楽が聴ける
- ・音楽室と外のステージがつながっている
- ・防音設備のあるスタジオ
- ・どんぐりピアノをディスプレイ
- ・自由に楽器に触れられて親しめる

図書

- ・夜の自習スペース
- ・地域へ図書の貸出
- ・地域へ開放するなら本を共有している意識づくりが必要
- ・地域の古本を置く
- ・地域と学校で本をオススメし合う
- ・紙芝居で読み聞かせ
- ・子育て世代と共有するスペース
- ・共有のPCやタブレットがあるスペース
- ・専門的なレファレンス
- ・CD音楽を聴けるスペース
- ・デジタル図書
- ・いろいろな体勢で本を読める
- ・屋外でも本を読める
- ・靴を脱いで上がる畳のスペース
- ・中高生によるビブリオバトルを小学生の子どもたちが見学
- ・図書館のイベントを小学校で（お話会、上映会、謎解きなど）
- ・自由な時間で図書室にいける

家庭科

- ・地域の方から昔の遊びを教えてもらう
- ・お直し先生（帽子の紐を直してもらえる）
- ・作りたいものを気軽に教えてもらう場所
- ・地域や世代の味を受け継ぐ調理実習
- ・高学年だけでなく、低・中学年も利用する機会を
- ・大人向けの調理実習
- ・子ども食堂で地域の方と調理・試食
- ・地域のボランティアの方から授業のサポート（調理実習の準備）
- ・放課後に子どもたちが集まっておやつを食べたり食事したりする場所

図工

- ・地域の廃材など図工の授業で使えるものが集まる場所
- ・常時展示されているギャラリースペース
- ・陶芸教室（地域の利用→授業で活用→交流できそう）
- ・地域にいるいろんな分野の師匠や地域のボランティアの方からのサポート
- ・焼き物ができる場所
- ・おもちゃドクターによる教材の修理
- ・土日に大人向けのワークショップ
- ・道具が使いやすい収納配置
- ・移動可能な作業台
- ・1階に配置して外にも出られる教室

保健

- ・身近な健康相談の窓口
- ・曜日で専門の違う人が来る
- ・保健分野についてボランティア授業
- ・保健室の近くに少し広い健康に関するオープンスペース（学校と地域で共有）
- ・大人の体力テスト
- ・地域のボランティアの方に子どもの体力テストや身体測定を手伝ってもらう
- ・ボランティアの人材管理を地域施設でしてくれると助かる

◇第3回 教職員ワークショップ

配置

- 配膳室はどの教室からもアクセスしやすく
- 広い配膳スペース、ワゴン置き場
- 教室の日当たり
- 放送室は職員室の近くにあって、校庭に面していた方がいい
- 放送室は児童がよく使うため、教室の近くにあった方がよさそう
- 職員室はどの教室からも近い方がいい
- 学童は地域コミュニティ施設の近くにあると送迎が楽そう
- 職員室の近くに小さな会議室
- 低学年の教室は1階にあった方がいい
- 普通教室に通えない子どものために保健室の近くに相談室があるといい
- 校内に畑があるといい

動線

- 昇降口の場所
- どの教室からも子どもたちが出入りしやすい昇降口の位置や動線
- 回廊

校庭

- かえでの木が移動できれば校庭が広くなるのか
- 既存の樹木はどうなるのか

特別教室の共有

- 特別教室は授業時間以外にも準備のために使うことがあるので、日中に地域と共有するのは難しそう

- 期待すること
- 気になること

運営管理

- 図書室を地域に開放すると誰がどのように管理するのか
- かえでの落葉による清掃、維持管理

交流

- プライバシーと地域交流の問題

バリアフリー

- 全館バリアフリー（現在は渡り廊下が多くバリアが多い）

駐車場・アクセス

- 来客用の出入口や駐車スペース
- 職員用の駐車場からの動線や距離
- 敷地内の駐車場を外へ移動させて校庭に200mトラックを

その他

- 郷土資料室ではなく郷土資料を展示するスペースにした方がよさそう
- 敷地の外周をまわるウォーキングコース
- みんなが使いたくなるおしゃれな校舎

○公民館利用団体ヒアリング

公民館利用団体の代表者に集ってもらい、活動の時間帯、曜日、活動内容について詳しくお話を伺いました。現在の和戸公民館のいいところや、改善した方がいいところ、新しい地域拠点施設に期待することについても伺いました。

- 実施日時　：第1・2回：2023年12月13日（水）10:00～11:30、13:30～15:00
第3・4回：2023年12月14日（木）10:00～11:30、13:30～15:00
※同内容で4回に分けて実施
- 参加者　　：16名（第1回 3名、第2回 4名、第3回 5名、第4回 4名）



地域コミュニティ施設へ期待すること

- 公民館の2階にある部屋は階段で上がることが大変だから、1階にあるといい
- 活動の後に集まれるお茶スペース
- 更衣室があるといい
- 雨でも活動がしやすいとよさそう
- 音響や照明設備があるとよさそう
- お年寄りに優しい施設になるといい
- 授乳スペースがあるとよさそう
- 休憩に立ち寄りやすい場所になるといい
- ステージのようなスペース、少し高くて舞台ようになる場所
- 荷物を置けるスペース
- 腰掛けられるスペース
- 机やいすの収納スペース
- スペースを分割して借りられるようになるといい
- 多目的ホールでも軽運動ができるといい
- 現状の部屋の広さで問題なさそう
- 音や振動の問題がなくなるといい
(楽器の音、運動の音)
- 扉をあけたら中と外が一緒に使えるようになるといい
- 扉をガラス張りにするのもよさそう
- 床が滑らないといい
- 部屋を明るくしたり暗くしたりできるように(自然光、照明)
- 目標となる場所の一つに
- 融通が利くユーティリティールーム
(家具が移動できて広く使える)
- 一人でも時間をつぶせる場所
- 外から活動が見られないことも大事
- PCやタブレットのサポート
- 平日は高齢者の利用が多い
- 図工室で絵を描いたりものづくりしたり

交流

- 踊りやヨガを学校に教えに行きたい
- 地域活動を子どもがお手伝い
- 子どもも大人も活動が見える施設
- 季節を感じられる屋外スペース
- 活動成果の展示スペース

アクセス

- バスの便がよくなるといい
- バスが施設の近くに停まるようになるといい
- アクセスしやすさの課題

駐車場

- 駐車場は道路沿いに
- 駐車場は施設の近くにあるといい
- 車イス利用者は駐車場を予約できるルールがあるとよさそう
- 駐車場より建物を大事に
- 駐車場が足りない時もある
- 駐車場から遠くても運動になるからよい

管理・運営

- 掃除のルールはどうする

○学童保育所ヒアリング

かえで児童クラブの支援員の方々と父母会の方々に集ってもらい、新しい地域拠点施設における学童保育所のあり方についてお話を伺いました。

- ・実施日時 : 2023年12月17日(日) 10:00~12:00
- ・参加者 : 8名



学童保育所

- 家ではできない遊びができるといい（大人の目がある中で）
- 学年によって学童保育の時間中にやりたいことが違う（遊び、宿題など）
- 子どもが活動を選べるようになるといい
- 学童保育所の音や声が学校の授業の邪魔にならないように
- 学童の動線（靴の履き替え場所など）
- 遊具の収納場所から出し入れがしやすくなるといい
- 学童の子どもと学童以外の子どもが一緒に遊べるようになることよさそう

学習環境

- 授業時間以外の学び、自由な学びができる場所になれば
- 科目に合わせた図書のテーマ配架ができるといい
- 教材がすぐ近くにあるといい
- 学校にない楽器が地域施設にあると教材になりそう

子どもの居場所・遊び場

- 大人数が苦手な子どももいるため、居場所が選べるといい
- 動から静の活動の受け皿
- 大きな場所と小さな場所
- 階段下にデンのスペース
- 子どもが安心していられる場所
- 進修館のロビーのようなイメージ
- 垂直方向の遊びができるといいな（ボルダリングなど）
- 立体的な遊びや仕掛け
- 子どもが自由に遊べて、自立性につながれば

送迎

- 施設内で子どもの居場所を知らせる「子どもはここにいますボード」があるとよさそう
- 館内放送で子どもを呼ぶ（地域コミュニティスペースで遊んでいる子どもが学童保育所へ戻ってほしいとき）
- 学童保育所が使える放送設備があるとよさそう

音楽

- 防音の音楽スタジオがあれば、気軽に大きな音が出せる（ドラムの練習など）
- 家に眠っている楽器や健康器具を発掘してみんなで共有

管理・運営

- どのようなルールで管理していくか
- 安全性に配慮した出入口に
- 規制が多くなりすぎてもよくない
- 複合化した時に学童の責任範囲はどこまでか

地域コミュニティ施設

- 親同士の交流の場になりそう
- 子どもと地域の大人との交流（将棋の相手になるなど）
- 地域の活動が近くで見えることは大事
- 地域の廃材が置けるリサイクルスペース（授業の材料、おもちゃ、衣服、体操着など）

施設について・配置について

- 特徴ある設えは大事
- 調理室が近くにあるといい（かまどや火が使える場所）

○須賀小学校地域拠点施設検討委員会

多様な活動主体から集まった委員の方と、多角的に新しい地域拠点施設について意見交換を行いました。

◇第4回

- ・実施日時：2023年8月17日（木）19:00～21:00
- ・内容：基本計画策定に向けた今年度の取組について

◇第5回

- ・実施日時：2023年12月14日（木）19:00～21:00
- ・内容：基本計画の概案について

◇第6回

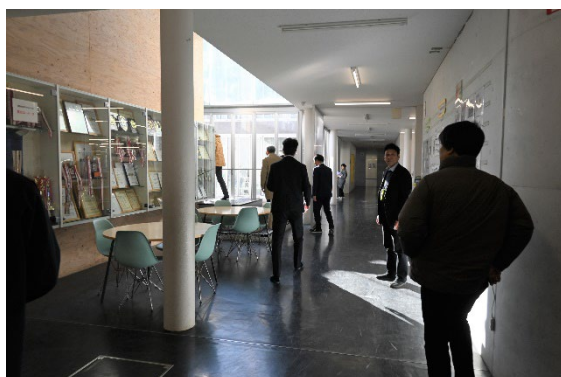
- ・実施日時：2024年1月23日（火）19:00～21:00
- ・内容：基本計画の概案について（※ワークショップ形式で実施）

◇先進事例視察

- ・実施日時：2024年1月24日（水）10:00～17:30
- ・視察先：足立区あやセンター ぐるぐる、足立区立綾瀬小学校地域開放図書館、流山市立おおたかの森小中学校

◇第7回

- ・実施日時：2024年2月15日（木）19:00～21:00
- ・内容：基本計画の素案について



◇第6回 検討委員会

小学校

- 体育館が敷地内にあるといい
- 小学校と中学校の間に遊具スペースがあると交流しやすそう
- 校庭の広さ
- 朝に自由に遊べる
- 登下校、休憩中、放課後に子どもの様子を職員室から見たい
- 休憩時間にすぐ校庭へ遊びに出たいかも
- 2階からの避難経路
- 校庭のデザイン
- 放課後も遊べる場所か
- 特別支援教室は2学級で足りるか
- 放送室の位置
- PTA室は専有か共有どうする
- 照明なしで、ある程度授業できる環境
- 1学年2クラスで足りるか
- 可変性を持たせて、使いながら考える
- 校庭が狭い
- 小学生の移動が大変
- 体育館を既存利用すれば校庭が広がる
- エレベータは配膳室の近くがいい
- 配膳室は外部から近いところがいい

地域コミュニティ施設

- 中央エリアまでいかななくても本が借りられるといい
- キッチンカーで職業体験
- 芝生に座って食べたり話したり
- イベントがなくても来られる場所
- ガラス張りで活動が地域に見える
- 活動場所が2階にあると大変
- 活動をするための道具を車で持っていく時もある
- 地域コミュニティ施設の方からも図書室が近いと行きやすい

- 期待すること ● 気になること

学童保育所

- 中庭に学童の入口があるのはいかが
- 学童保育の子どもたちの動線
- 靴の履き替えをどうするか
- 今学童保育所がある場所はどうなる

駐車場・アクセス

- 敷地の外に駐車場があれば校内は校庭を広くできるか
- 循環バスの活用
- 来客の駐車場はどうする
- 南東側の道路が結構混む

和戸駅周辺の活性化

- 和戸駅の活性化と連携できるといい
- 和戸駅の西側にも改札ができれば
- 和戸地域をどうしたいか
- 駅に近い方にロータリーや駐車場があった方がよさそう

防災

- 家庭科室が外から使いやすいと災害時にも活躍しそう
- 災害時の拠点になるから平時から利用できるようにした方がいい
- 日工大が浸水したら避難できない人がたくさん来るかも

中学校

- 中学生の利用も視野に
- 中学生の動線

その他

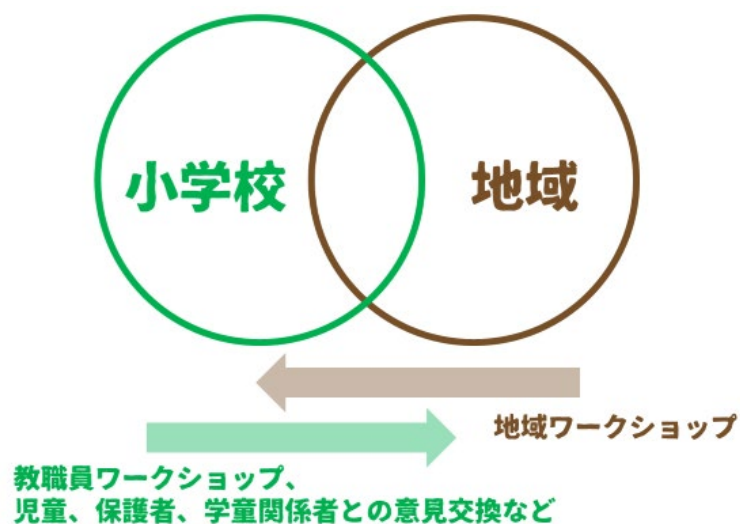
- スケルトンインフィル

【基本計画で行ったワークショップについて】

本計画のワークショップでは参加者の声の聴き出し方に独自性があります。須賀小学校に残る「どんぐりピアノ」のエピソードになぞらえて、自分の“どんぐり（資源）”と町の“どんぐり（資源）”を拾い合わせ、新たな“ピアノ（未来）”を創っていくことを考えました。声を聴いていくうちに、自分の“どんぐり”と誰かの“どんぐり”とがコラボレーションし始めることもあり、未来の須賀小地域拠点施設で実際に行われるであろう活動につながる意見や想いを伺い知ることができました。

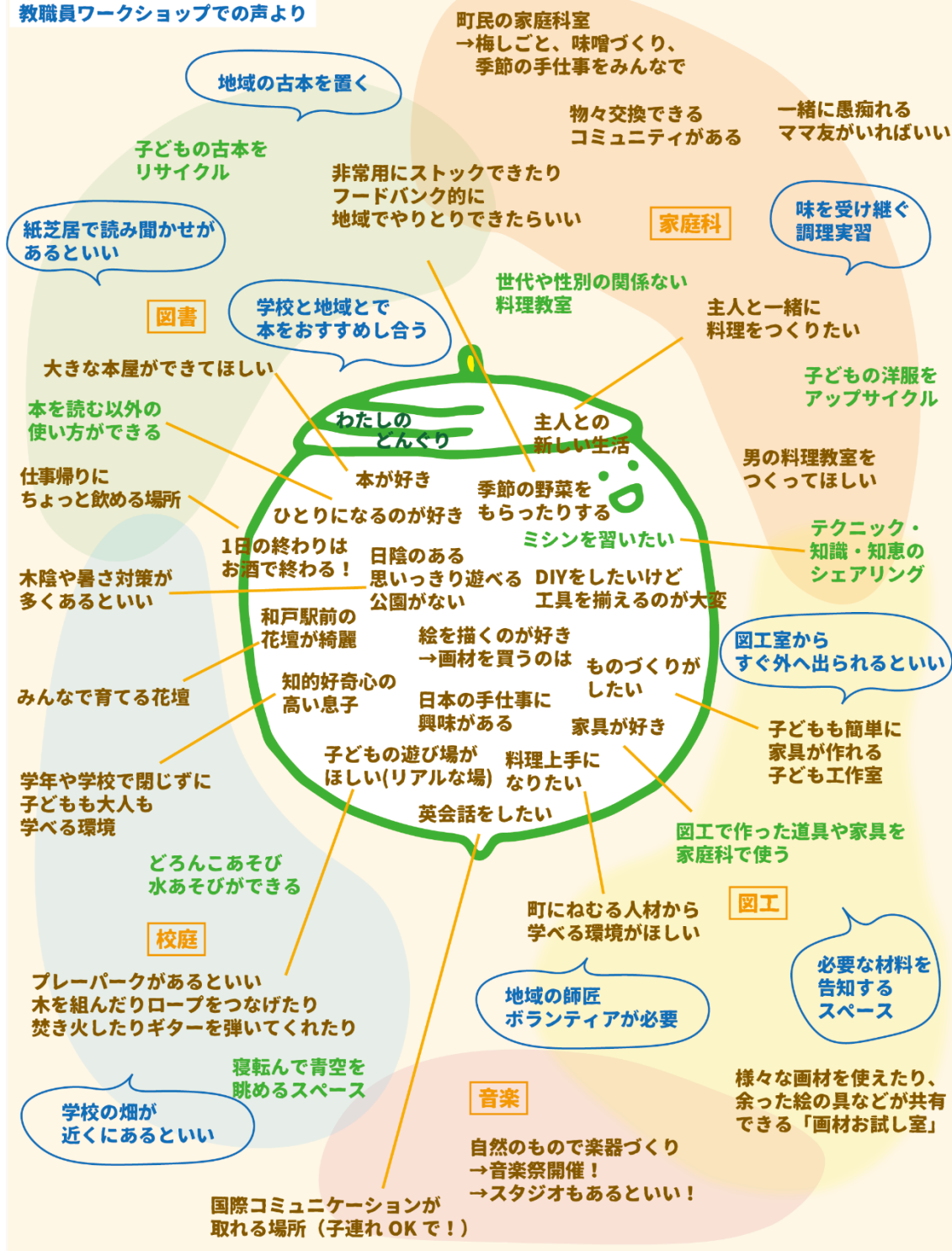
話合いは地域側の視点と小学校側の視点との両側から進めていき、互いが少しずつ重なりあうように、機能や施設で共有できる部分について話を深堀りしていきました。現在の活動、これからしてみたい活動について参加者に伺っていくと、地域にとって小学校にある特別教室の需要が高そうだということも分かってきました。小学校と公民館、学童保育所を合築するにあたり、積極的に共有室を設けられそうだという可能性も見えてきました。

＜「どんぐりとピアノ はじまり、はじまり会議」の全体像＞



【ワークショップの成果より抜粋】

第1回ワークショップでの声より
第2回ワークショップでの声より
教職員ワークショップでの声より



「どんぐりピアノ」とは…

須賀小学校には「どんぐりピアノ」という、子どもたちがどんぐりを集めて購入したピアノがあります。

戦後の昭和 24 年に、子どもたちは憧れのピアノを自分たちで買おうと奮起し、どんぐりやひまわりの種、イナゴを集めてお金に替え、稼いだお金を貯金しました。この活動が地域の大人たちの心を動かし、資金調達に成功しました。念願のピアノを手に入れ、須賀小学校では当時いちはやくピアノ伴奏で歌を歌うことができました。昭和 25 年 1 月 15 日の埼玉新聞にその当時の活動内容が取り上げられています。

このことから「どんぐりピアノ」と名付けられ、今もなお須賀小学校に残っています。現在は役目を終えて、校舎内の閲覧室で児童を見守っています。

＜「新みやしろ郷土かるた」より＞



＜須賀小学校にあるどんぐりピアノ＞



7-2. 法令チェックリスト

建設地	地名地番（住居表示）	埼玉県南埼玉郡宮代町須賀字砂河原1425番1			
	地名地番（登記表示）				
工事種別	☒ 新築 ☒ 用途変更	☐ 増築 ☐ 大規模の修繕	☐ 改築 ☐ 大規模の模様替	☐ 移転	
規模	棟数 1 棟 ※暫定	地下 階	地上 階	塔屋 階	
構造	☐ RC造	☐ SRC造	☐ S造	☒ W造 ※暫定	
耐火建築物	☐ 耐火建築物	☐ 準耐火建築物 ※暫定 ☒ イ ☐ ロ-1 ☐ ロ-2	☐ 不燃	☐ 防火	
区域	都市計画区域（ ☒ 内・ ☐ 外） ☐ 市街化区域 ☒ 市街化調整区域 ☐ 非線引き区域 ☐ 促進区域（ ☐ 市街地再開発 ☐ 土地区画整理 ☐ 住宅街区整備 ☐ 拠点業務市街地整備土地区画整理） ☐ 地区計画区域（ ☐ 地区計画 ☐ 防災街区整備地区計画 ☐ 歴史的風致維持向上地区計画 ☐ 沿道地区計画 ☐ 集落地区計画） ☐ 遊休土地転換利用促進地区 ☐ その他				
用途地域	☐ 第1種低層住居専用地域 ☐ 第2種低層住居専用地域 ☐ 準工業地域 ☐ 第1種中高層住居専用地域 ☐ 第2種中高層住居専用地域 ☐ 工業地域 ☐ 第1種住居地域 ☐ 第2種住居地域 ☐ 工業専用地域 ☐ 準住居地域 ☐ 田園住居地域 ☒ 指定なし ☐ 商業地域 ☐ 近隣商業地域				
防火地域	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☒ 指定無し 法22条区域 ☐ 内 ☒ 外				
特別用途地区	☐ 中高層住居専用 ☐ 商業専用地区 ☐ 特別工業地区 ☐ 文教地区 ☐ 小売店舗地区 ☐ 事務所地区 ☐ 厚生地区 ☐ 娯楽・レクリエーション地区 ☐ 特別業務地区 ☐ 研究開発地区 ☐ 観光地区 ☐				
高層住居誘導地区	☐ 高層住居誘導地区				
地区群	☐ 高度利用地区 ☐ 高度地区（ ☐ 種高度地区） ☐ 特定街区 ☐ 都市再生特別地区 ☐ 特定用途誘導地区 ☐ 景観地区 ☐ 駐車場整備地区 ☐ 臨港地区 ☐ 風致地区（ ☐ 第1種） ☐ 歴史的風土特別保存地区 ☐ 歴史的風土保存地区（ ☐ 第1種 ☐ 第2種） ☒ 緑地保全地区 ※要確認 ☒ 緑化地域 ※要確認 ☐ 生産緑地地区 ☐ 伝統的建造物群保存地区 ☐ 流通業務地区 ☐ 航空機騒音障害防止地区・特別地区 ☐ 居住調整地域 ☐ 特定防災街区整備地区 ☐				
前面道路	☐ 法42条第1項（ ☒ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号 ☐ 5号） ☐ 2項 ☐ 3項（水平距離 m） ☐ 4項（ ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号） ☐ 5項 ☐ 6項 ☐ 都市計画道路（ ☐ 計画決定 ☐ 事業決定） ☐ 予定道路（法68条の7）				
前面道路幅員	前面道路幅員（最大幅員） 南東 側 7.30 m（町道 74号 線） その他の道路 南西 側 12.1 m（町道 67号 線） 北西 側 4.80 m（町道 527号 線）				
敷地と道路との高低差	☒ 有 1.0 m 程度 ※今後の測量調査による ☐ 無				
特記事項					

敷地の接道長さ	接道長さ _____ m > 2 m その他特定行政庁での規制			
隣地	☐ 公園 ☐ 海	☐ 広場 ☐ 水路	☐ 河川 ☐ 線路敷	☐ 水面 ☐ 高架道路
敷地と隣地の高低差	敷地と隣地の高低差 _____ m			
道路を距て	☐ 公園 ☐ 海	☐ 広場 ☐ 水路	☐ 河川 ☐ 線路敷	☐ 水面 ☐ 高架道路
主要用途	用途 小学校、集会場、学童保育所 ■ 特殊建築物 法別表第1 (い) 欄 ⇒ 小学校：第(3)項 / 集会場：第(1)項 / 学童保育所(児童福祉施設)：第(2)項 消防法施行令別表 第 (16) 項 イ【複合用途】 無窓階 ☐ 有 ☒ 無 ((7) 項 小学校、(1)項 集会場、(15)項 学童保育所)			
面積	敷地面積 ※暫定 13,397.00 m ² ■ 用途上不可分 ☐ 用途上可分 建築面積 ※未定 _____ m ² 延べ面積 ※暫定 6,363 _____ m ² 容積対象床面積 _____ m ² (市街地環境設計制度による特定施設を除く) 地階の住宅又は老人ホーム等の部分 _____ m ² (1/3)※1 エレベーターの昇降路の部分の面積 未定 _____ m ² (1/3)※1 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分 未定 _____ m ² 自動車庫等の部分 未定 _____ m ² (1/5)※2 備蓄倉庫の設置状況 未定 _____ m ² (1/50)※2 蓄電池の設置部分 未定 _____ m ² (1/50)※2 自家発電設備の設置部分 未定 _____ m ² (1/100)※2 貯水槽の設置部分 未定 _____ m ² (1/100)※2 宅配ボックスの設置部分 未定 _____ m ² (1/100)※2 ※1：その用途に供する部分の床面積の合計の () 内を限度として容積率に不算入 ※2：各階の床面積の合計の () 内を限度として容積率に不算入			
建ぺい率	基準建ぺい率 60 % (加重平均率 _____ %) 計画建ぺい率 ※未定 _____ %			
容積率	基準容積率 200 % (道路幅員による率 _____ %) 計画容積率 ※暫定 47.50 % (加重平均率 _____ %) (市街地環境設計制度による特定施設を除く)			
高さ	道路斜線 水平距離 20 m 勾配 1.5 隣地斜線 _____ 勾配 2.5 (高さ ☐ 20m ■ 31m) 北側斜線 勾配 _____ (高さ ☐ 5m ☐ 10m) 斜線制限緩和(天空率算定) ☐ 有 ☒ 無 絶対高さ制限(高度地区含む) _____ m 外壁の後退距離 未定 _____ m 軒高 未定 _____ m 建物高さ ※暫定 約 12.0 m 最高高さ 未定 _____ m			
特記事項				

日影規制	い	ろ	は	に（日影規制時間）	
	地域又は地区	対象建築物	平均地盤面からの高さ	5<水平距離>10	水平距離>10
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域	軒高>7m又は 地上階数≥3	1. 5m	☐ ー 3（2）	ー 2（1. 5）
				☐ 二 4（3）	二 2. 5（2）
				☐ 三 5（4）	三 3（2. 5）
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	建築物高さ>10m	4m、 6. 5m	☐ ー 3（2）	ー 2（1. 5）
				☐ 二 4（3）	二 2. 5（2）
				☐ 三 5（4）	三 3（2. 5）
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域	建築物高さ>10m	4m、 6. 5m	☐ ー 4（3）	ー 2. 5（2）
				☐ 二 5（4）	二 3（2. 5）
準工業地域	建築物高さ>10m	4m、 6. 5m	☐ ー 4（3）	ー 2. 5（2）	
			☐ 二 5（4）	二 3（2. 5）	
都市計画区域内で用途地 域 のない区域	建築物高さ>10m	4m	☐ ー 3（2）	ー 2（1. 5）	
			☐ 二 4（3）	二 2. 5（2）	
☒ 三 5（4） ☒ 三 5（4）					
日影規制は各都道府県、市町村条例により指定されている 商業地域・工業地域・工業専用地域・高層住居誘導地区内及び都市再生特別地区内の建築物は、日影規制の適用は無い					
付帯設備	☒ 電気 ☒ 水洗便所 ☒ 暖房 ☒ 非常用照明 ☐ エスカレーター	☒ 給水 ☐ 浄化槽 ☒ 冷房 ☐ 避雷針 ☐ 小荷物専用昇降機	☒ 排水 ☒ 衛生 ☒ 空調 ☒ 消火 ☐ 煙突	☒ ガス ☒ 換気 ☐ 排煙 ☒ エレベーター ☐ 汚物処理施設	
消防用設備	☐ 簡易消火用具 ☐ 水噴霧消火 ☐ 粉末消火 ☐ ガス漏れ火災警報設備 ☐ 非常警報器具 ☐ 救助袋 ☒ 誘導灯 ☐ 排煙設備（ ☐ 建基法 ☐ 消防法） ☐ 非常コンセント設備	☒ 消火器 ☐ 泡消火 ☐ 屋外消火栓 ☐ 漏電火災警報機 ☐ 非常警報設備 ☐ 緩降機 ☒ 誘導標識 ☐ 無線通信補助設備	☒ 屋内消火栓 ☐ 不活性ガス消火 ☐ 動力消防ポンプ設備 ☒ 消防機関へ通報する火災報知設備 ☐ すべり台 ☐ 避難橋 ☐ 消防用水（ ☐ 防火水槽 ☐ 貯水池 ☐ その他） ☐ 連結散水設備 ☐ 操作盤（ ☐ 総合操作盤）	☐ スプリンクラー ☐ ハロゲン化物消火 ☒ 自動火災報知設備 ☒ 消防機関へ通報する火災報知設備 ☐ 避難はしご ☐ その他の避難設備 ☐ 連結送水管	
工作物	一般		昇降機・遊戯施設		
	☐ 煙突	h>6m	☐ 観光施設用EV・ES		
	☐ R/C柱・鉄骨柱	h>1.5m	☐ 高架の遊戯施設		
	☐ 広告塔・記念塔	h>4m	☐ 回転遊戯施設		
	☐ 高架水槽等	h>8m			
	☐ 擁壁	h>2m			
添付書類	☐ 境界明示（ ☐ 認定道路 ☐ 計画道路 ☐ 里道 ☐ 水路） （ ☐ 河川敷 ☐ 下水敷 ☐ 公園 ☐ 区画整理） ☐ 道路位置指定書 委任状 ☐ 工場危険物調査書 ☐ 性能評価認定書（ ☐ 防災計画 ☐ 構造 ☐ 材料） ☐ 各種証明書 ☐ 機械換気計算書 ☐ 機械排煙計算書 ☐ 排煙・消防法有窓開口計算書				
特記事項					

事前協議	☐ 電波法 ☒ 開発行為判定 ☐ 埋蔵文化施設 ☐ 高層建築物 ☐ 宅地造成申請 ☐ 廃棄物保管場所等設置届 ☐ 防災計画書 ☐ 標識設置届 ☒ 緑化計画書 ☐ 建築物環境計画書 ☐ 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設の届出 ☐ その他（各特定行政庁に確認のこと） ☐ 大規模行為 ☐ 航空障害 ☒ 雨水浸透計画書 ☒ 省エネ法届出書 ☐ 指定作業場届出書 ☐ 駐車場法（☐ 付置義務 ☐ 届出） ☒ 景観計画区域内における行為の届出書 ☐ エネルギー有効利用計画書 ☒ 福祉のまちづくり ☐ 騒音・振動に係る条例による規制基準
許可	☐ 接道許可(43条 2-2) ☐ 壁面線（47条） ☐ 特殊建築物の位置（51条） ☐ 壁面線の指定のある場合の容積率の特例(52条 11) ☐ 建蔽率制限の特例（53条-4） ☐ 低層住専等の高さ制限(55条 1・2) ☐ 高層住居誘導地区内の最低敷地面積制限(57条の5) ☐ 総合設計制度(59条の2-1) ☐ 特定用途誘導地区（60条の3-1-3） ☐ 景観地区（68条-1-2、-2-2、-3-2） ☐ 地区計画区域内の予定道路に係わる容積率制限（68条の7-5） ☐ 道路内建築許可(44条 2・4) ☒ 用途地域(48条 1～15) ☐ 計画道路を前面道路とする（52条 10） ☐ 容積率を超える建築物（52条 14） ☐ 建築物の最低敷地面積制限(54条 2-1-4) ☐ 日影による中高層建築物高さ制限(56条-2) ☐ 高度利用地区内の建築物(59条 4) ☐ 都市再生特別地区（60条の2-1-3） ☐ 特定防災街区整備地区（67条の3-3-2、-5-2、-9-2） ☐ 地区計画・沿道地区計画（68条の5の3-2） ☐ 仮設建築物（85条-4・5・6）
特記事項	

建築関係法規	■ 消防法 ☐ 危険物の規制に関する政令 ■ 都市計画法 ☐ 都市再開発法 ☐ 被災市街地復興特別処置措置法 ☐ 砂防法 ☐ 津波防災地域づくりに関する法律 ☐ 文化財保護法 ☐ 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める制令 ☐ 古都法 ☐ 生産緑地法 ☐ 道路法 ☐ 河川法 ☐ 航空法 ☐ 騒音規制法 ☐ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	■ 火災予防条例 ☐ 国土利用計画法 ☐ 土地区画整理法 ☐ 宅地造成等規制法 ☐ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ☐ 地すべり等防止法 ■ 景観法 ☐ 自然公園法 ☐ 都市公園法 ☐ 都市緑地法 ☐ 幹線道路の沿道の整備に関する法律 ☐ 港湾法 ☐ 農地法 ☐ 伝達障害防止区域内の高層建築物等 ☐ 振動規制法
	■ 水道法 ■ ガス事業法 ☐ ビル管理法 ☐ 水質汚濁防止法 ☐ 公害防止条例 ☐ 工場立地法 ☐ 興行場法 ☐ 公衆浴場法 ☐ 大店立地法 ☐ 医療法 ☐ 駐車場法 ☐ 屋外広告物法 ■ エネルギーの使用の合理化等に関する法律 ☐ 建築物の耐震改修の促進に関する法律 ■ 学校教育法 ☐ 老人福祉法 ☐ 知的障害者福祉法 ☐ 精神保健福祉法 ☐ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 ☐ 住宅の品質確保に関する法律	■ 下水道法 ☐ 高圧ガス保安法 ☐ 浄化槽法 ☐ 湖沼水質保全特別措置法 ☐ 倉庫業法 ☐ 旅館業法 ☐ 小売商業調整特別措置法 ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 ☐ 事業附属寄宿舍規定 ☐ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律 ■ バリアフリー法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律） ■ 児童福祉法 ☐ 社会福祉法 ☐ 身体障害者福祉法 ☐ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ☐ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
	■ 宮代町開発指導要領 ■ 埼玉県景観条例・埼玉県景観計画 ■ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 ■ 埼玉県福祉のまちづくり条例 ■ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県バリアフリー法） ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐
	特記事項	

7-3. 委員名簿

○須賀小学校地域拠点施設検討委員会

職名	氏名	所属
委員長	佐々木 誠	日本工業大学建築学部 教授 地域連携センター長
副委員長	川野 達則	宮代町商工会青年部 部長
委員	近藤 隆	須賀小学校 PTA 会長
委員	石井 大晴	須賀中学校 PTA 会長
委員	中村 隆	和戸町内会 会長
委員	上田 悟	宮代町自主防災組織連絡協議会 副会長
委員	金野 泰久	須賀小学校長
委員	谷 義明	須賀中学校長
委員	唐松 奈津子	りんかく株式会社 代表取締役
委員	星野 花恵	地域子育てサロン
委員	乙幡 弘子	宮代町民俗舞踊連盟 会長
委員	諸星 香代子	特定非営利活動法人 宮代町かえで児童クラブ 理事
委員	穴戸 ゆみ	公募委員
委員	小坂 周平	公募委員

令和6年3月31日現在